

建築工事設計業務特記仕様書

児童相談所新築工事設計業務

尼崎市資産統括局技術監理部建築課

※本特記仕様書の内容に関して質問がある場合は、質問書（任意書式）に内容を簡潔に記入し、入札日初日の3日前（土・日・祝日除く）までに次のとおり提出すること。
※プロポーザル方式の場合は募集要領による。

【提出先】

尼崎市東七松町1丁目23番1号 中館9階

資産統括局技術監理部建築課長

電子メール：ama-kenchiku@city.amagasaki.hyogo.jp

建築工事設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 児童相談所新築工事設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 児童相談所
- (2) 敷地の場所 尼崎市若王寺2丁目166番126の一部、128の一部
- (3) 施設用途 児童相談所及び一時保護所

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「」印が付いたものを適用する。また、表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- (a) 敷地の面積 全体 約 13,870 m² 建設予定地 約 2,950 m²
- (b) 用途地域及び地区の指定
 - 用途地域： 第1種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域
 - 防火地域：防火地域 準防火地域 法22条地域 指定なし
 - 高度地区：第1種高度地区 第2種高度地区 第3種高度地区
第4種高度地区 第5種高度地区 指定なし
 - その他：

(2) 施設の条件

【児童相談所及び一時保護所】

- (a) 延べ面積 約 2,200 m²
- (b) 主要構造 基本設計にて決定
- (c) 耐震安全性の分類
 - ① 構造体 II類
 - ② 建築非構造部材 B類
 - ③ 建築設備 乙類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による（以下同じ。）。

- (d) 建築物の類型 第十一号 第1類

建築物の類型は、平成 31 年 国土交通省告示第 98 号別添二による（以下同じ。）。

【その他付帯工事】

地中埋設物撤去工事
外構工事

(3) 建設の条件

- (a) 予定工事費 1,201,000 千円（税込み）
- (b) 建設工期 18 ヶ月（予定）

(4) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

- 企画書
- 基本設計書
- その他資料

(5) 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 12 月 28 日までとする。

(6) 工事監理委託予定

- 予定あり（在駐） 予定なし

但し、当市の諸事情により変更となる可能性があります。

II 業務仕様

業務の内容は、平成 31 年国土交通省告示第 98 号（以下「告示」という。）別添一第 1 項に掲げるものとし、内容及び範囲は次のとおりとする。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- (a) 基本設計に関する標準業務
 - 建築（総合）
 - 建築（構造）
 - 電気設備（昇降機等を含む）
 - 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）
- (b) 実施設計に関する標準業務（但し、設計意図の伝達業務を除く）
 - 建築（総合）
 - 建築（構造）
 - 電気設備（昇降機等を含む）

機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）

(2) 追加業務の内容及び範囲

建築積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成
見積収集、見積検討資料の作成）

電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成
見積収集、見積検討資料の作成）

機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成
見積収集、見積検討資料の作成）

透視図作成

〔種類（カラー） 判の大きさ（A3） カット枚数（4） 額の有無（有）
材質（アルミ） 電子データ（有）〕

模型製作

〔縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）〕

模型の写真撮影

〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ）
電子データ（ ）〕

計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規程（みなし規定を含む。）等に係る法令・
条例に関する許認可等を含む。）に関する手続及びこれに付随する詳細協議（関係機関
との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）
等は一般業務に含まれる。手数料の納付は含まない。）

各種法令・条例（建築基準関係規程（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例を除
く。）に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議
（手数料の納付は含まない。）

尼崎市都市美アドバイザー会議への出席及びデザイン協議に必要な図書の作成

市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請に関する手続（標識看板の
作成、設置報告書等の届出）（手数料の納付は含まない。）

防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請に関する手続（手数料の納
付は含まない。）

概略工事工程表の作成

災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設
計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な
検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）

エネルギー消費性能関係計算書の標準入力法による作成及びコンバートツールによるエ
ネルギー消費性能の算定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建
築物省エネ法」という。）第 13 条第 2 項に規定する手続（手数料の納付を含まない。）

建築物省エネ法第 20 条第 2 項の通知に関する手続

建築物総合環境性能評価システム（C A S B E E：評価 A ランク以上）による評価書の
作成

- 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
 - BELS 認証に関する資料の作成及び申請に関する手続（手数料の納付は含まない。）
 - 再生資源利用計画書の作成
 - 再生資源利用促進計画書の作成
 - 設計住宅性能評価の資料作成及び申請手続き
 - 現況測量調査（測量事務所による平面測量と高低測量共）
 - 土質調査（別添：土質調査仕様書による）
 - テレビ電波障害の調査（ 6 ポイント）と障害予想区域図の作成
 - 建築基準法第 48 条用途規制に係る許可申請に関する手続き業務（申請図書作成、申請図書作成に係る環境影響調査、公聴会等に係る説明資料作成及び会への出席、申請手続き、許可証の受領）
- ※環境影響調査項目：①路上駐車対策②交通混雑、危険③騒音④振動⑤臭気⑥夜間の明かり
- 環境影響調査地点：①交通量調査：4 か所程度（平日、休日）
 ②騒音、臭気：敷地南、西側各 1 か所
- 別添「建築基準法 48 条ただし書き許可に係る環境影響調査結果報告書作成要領」を参考に、詳細は建築指導課と協議のうえ、環境影響調査報告書を作成すること。

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 設計図書の作成は、尼崎市設計図書作成基準に基づき行う。
- (b) 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準に基づき行う。
- (c) 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (d) 積算業務は、市の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (e) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省力化及び工事日数短縮）に配慮する。
- (f) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 国土交通省告示第 496 号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- (g) 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

(2) 適用基準等

本業務に市及び国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、原則、年度を記載しているもの以外は最新版を適用する。（市が履行期間中に適用年度を改定した場合は、その指示による。）

(a) 共通

- 尼崎市設計図書作成基準 ※貸与
- 尼崎市公共施設等総合管理計画
- 第1次尼崎市公共施設再編計画
- 第1次尼崎市公共施設保全計画
- 尼崎市公共建築物における木材利用促進に関する方針
- 尼崎市建築工事積算基準 ※貸与
- 尼崎市耐震診断要領 ※貸与
- 尼崎市耐震診断・耐震補強設計業務委託共通仕様書 ※貸与
- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針
- 建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事
- 官庁施設の環境保全性能基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 公共建築工事積算基準及び同解説
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説 (令和2年版)
- 官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン
- BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)
- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
-

(b) 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (平成31年版)
- 建築工事監理指針 (令和元年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (平成31年版)
- 建築改修工事監理指針 (令和元年版)
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図

- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料
-

(c) 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 建築数量積算基準・同解説
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 建築工事内訳標準書式・同解説
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）
-

(d) 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） （平成 31 年版）
- 電気設備工事監理指針 （令和元年版）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） （平成 31 年版）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） （平成 31 年版）
- 機械設備工事監理指針 （令和元年版）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） （平成 31 年版）
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
- 建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）
- 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメント
ガイドライン
-

(e) 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築設備数量積算基準・同解説
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編・機械設備工事編）
-

(3) 提出書類

<input checked="" type="checkbox"/> 工事設計業務着手届	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 設計担当者届	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 管理技術者経歴書	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 各主任担当技術者経歴書	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 協力事務所届	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 設計工程表	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託完了報告書	設計業務完了時
<input checked="" type="checkbox"/> 納品書	設計業務完了時
<input checked="" type="checkbox"/> 請求書	設計業務完了時
<input checked="" type="checkbox"/> 業務実績情報の登録	

不要

要：受託者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、市の承諾を受ける。また、業務完了時には、登録されることを証明する資料として、市の確認を受けた書面を提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。その後、業務カルテ受領書の写しを市に提出する。

(4) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

入札説明書による。

募集要領による。

(5) 貸与品等

貸与品等
<input checked="" type="checkbox"/> 適用基準等のうち、貸与するもの
<input checked="" type="checkbox"/> 既存建築物設計図書一式
<input checked="" type="checkbox"/> 既存工作物設計図書一式
<input checked="" type="checkbox"/> 既存敷地調査資料（柱状図）
<input checked="" type="checkbox"/> 特記仕様書
<input type="checkbox"/> 類似設計図書
<input type="checkbox"/> 類似設計 CAD データ
<input type="checkbox"/> 参考設計図書
<input type="checkbox"/> 参考設計 CAD データ

※貸与品は、業務委託終了後すみやかに市へ返却すること。

(6) 打合せ及び記録

(a) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、市に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 市又は管理技術者が必要と認めた時
- ③ その他（ ）

(7) 成果物等の情報の適正な管理

- (a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、市は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- 1) 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
 - 2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - ① 市の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
 - ② 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、市が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - ⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、Ⅱ 2. (5)により市に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに市に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (c) 上記(a)及び(b)の規定は、契約終了後も対象とする。
- (d) 上記(a)、(b)及び(c)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(8) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲（基本設計）

指定部分の履行期限（令和4年12月28日まで）

- (b) 成果物の取扱いについて

成果物を提出するとき、受託者は責任ある審査を行い、市の承諾を得た上で成果物を提出すること。提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受託者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。（添付の設計著作権の特約条項参照）

- (c) 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ市の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(d) 設計の進め方について

- ① 初回及び中間の重要な設計打合せには、管理技術者、各主任担当技術者、担当技術者が同席すること。
- ② 管理技術者は、工事設計業務の進行過程において、建築設計と設備設計の調整・検討を行い、市に報告すること。
- ③ 工事設計業務の進行過程において、適宜経過を市に報告し、確認を受けること。
- ④ 工事設計業務に関する打合せ記録は、全て受託者が記録し、適宜写しを市に提出し、確認を受けること。
- ⑤ 設計金額が工事予算額を超えないよう、留意して設計すること。工事予算額を超過した場合、設計及び積算の修正を行うこと。

(e) その他

その他不明な事項は、市との協議により定める。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(a) 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設計画概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 概略工程表 <input checked="" type="checkbox"/> ZEB	各 1 部	(5)部		A 3 判
(b) 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(5)部		A 3 判
(c) 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(5)部		A 3 判
(d) 機械設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(5)部		A 3 判

(e) その他 <input checked="" type="checkbox"/> 透視図 <input type="checkbox"/> 模型 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(5)部		
(f) 資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書 <input checked="" type="checkbox"/> 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書 <input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費性能計算プログラムの計算結果	各一式	(5)部		

(注) : 構造、電気設備及び機械設備の成果物は、総合基本設計の成果物の中に入れることができる。

: 各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。

: 成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折り A 4 判製本各 (1) 部とする。

: 新築及び増築に係る工事費概算書の作成に当たっては、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

(2) 実施設計

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1判以外は特記)
<p>(a) 建築（総合）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>総合設計図</p> <p>建築物概要書</p> <p>特記仕様書</p> <p>仕上表</p> <p>面積表及び求積図</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>平面図（各階）</p> <p>断面図</p> <p>立面図（各面）</p> <p>矩計図</p> <p>展開図</p> <p>天井伏図（各階）</p> <p>平面詳細図</p> <p>部分詳細図（断面含む）</p> <p>建具表</p> <p>外構図</p> <p>仮設計画図</p> <p><input type="checkbox"/>非構造部材計算書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>工事費概算書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>計画通知図書（各種届出書一式）</p> <p><input type="checkbox"/>中高層建築物の届出書</p> <p><input type="checkbox"/></p>	各 1 部	()部		<p><input checked="" type="checkbox"/>CD-Rによる提出</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>最終版をPDFにて納品のこと</p>

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(b) 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造）設計図 特記仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 計画通知図書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	（ ）部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(c) 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電気自動車用充電設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 エレベーター設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備設計計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 計画通知図書 <input type="checkbox"/> 中高層建築物の届出書 <input checked="" type="checkbox"/> 非常照明の計算書及び照度分布図 <input type="checkbox"/>	各 1 部	()部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(d) 機械設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 排水再利用設備図 雨水利用設備図 ごみ処理設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備設計計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 計画通知図書 <input type="checkbox"/> 中高層建築物の届出書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	()部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出
(e) 建築積算 <input checked="" type="checkbox"/> 建築工事積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 建築工事積算数量算出書の うち建築工事積算数量調書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積書等関係資料 <input checked="" type="checkbox"/> 営繕工事積算チェックマニユ アル・チェックリスト、チェ ックシート（建築工事編） <input checked="" type="checkbox"/> 単価資料（刊行物はコピー）	各 1 部	()部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出

<input checked="" type="checkbox"/> 拾い出し図面 <input type="checkbox"/>				
(f) 電気設備積算 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備工事積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備工事積算数量算出書のうち電気設備工事積算数量調書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積書等関係資料 <input checked="" type="checkbox"/> 営繕工事積算チェックマニュアル・チェックリスト、チェックシート（電気設備工事編） <input checked="" type="checkbox"/> 単価資料（刊行物はコピー） <input checked="" type="checkbox"/> 拾い出し図面 <input type="checkbox"/>	各1部	()部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出
(g) 機械設備積算 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備工事積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備工事積算数量算出書のうち機械設備工事積算数量調書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積書等関係資料 <input checked="" type="checkbox"/> 営繕工事積算チェックマニュアル・チェックリスト、チェックシート（機械設備工事編） <input checked="" type="checkbox"/> 単価資料（刊行物はコピー） <input checked="" type="checkbox"/> 拾い出し図面 <input type="checkbox"/>	各1部			<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出
(h) その他 <input checked="" type="checkbox"/> 透視図 <input type="checkbox"/> 模型 <input type="checkbox"/> 模型の写真 <input type="checkbox"/> 防災計画書 <input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能確保計画 <input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画 <input checked="" type="checkbox"/> 省エネルギー関係計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 概略工事工程表	各1部	()部		<input type="checkbox"/> CD-Rによる提出 <input type="checkbox"/> CD-Rによる提出

<input checked="" type="checkbox"/> 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) による評価書 <input checked="" type="checkbox"/> BELS 評価書 <input checked="" type="checkbox"/> 社内審査報告書 受託者の様式による。 (設計中間時に 1~2 回審査し、設計完了時に最終の審査を行う) <input checked="" type="checkbox"/> 現地調査写真 撮影年月日、撮影場所を明記 <input checked="" type="checkbox"/> C A D データ J W W データにて提出すること。(非圧縮) ※誤変換のないことをチェックしたものとすること。 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ電波障害 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ電波障害予想図 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ画質判定写真および 評価一覧表 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ障害対策設計図書 (一般設計に準ずる) <input checked="" type="checkbox"/> 共架柱 (自営柱、関電柱、 電々柱) の現況写真 <input checked="" type="checkbox"/> 各調査報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 現況測量調査 報告書一式 <input checked="" type="checkbox"/> 土質調査 報告書一式 <input type="checkbox"/>				
(i) 資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算データ <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書 <input type="checkbox"/>	各一式	()部		

(注) : 構造の成果物は、総合実施設計の成果物の中に入れることができる。

: 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム R I B C 2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。

: 設計図は、適宜、追加してもよい。

: 成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折り A 4 判製本各 (1) 部とする。

: BIM モデルを成果品として提出する場合は、「BIM 適用事業における成果品作成の手引き (案)」による。

: 電子媒体 (C D-R) の提出部数は (1) 部とする。

- : 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
- : 概略工事工程表の作成に当たっては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（平成30年2月）を参照し、適正な工期を設定する。

設計著作権に関する特約条項

(著作権の帰属)

第1条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第5章に規定する著作者の権利（以下、「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第2条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。

一 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき2棟ずつ）完成すること。

二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第3条 受託者は、委託者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

二 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第4条 受託者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第5条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、委託者に対して保証する。

2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

令和4年 4月
尼崎市公募プロポーザル
企 画 書

業務名称	児童相談所新築工事設計業務
------	---------------

担当課	資産統括局 技術監理部 建築課
-----	-----------------

目 次

- 1 プロジェクトの概要
- 2 プロジェクトの視点
- 3 敷地の状況
- 4 付近見取図
- 5 敷地状況図
- 6 敷地周辺現況写真
- 7 添付資料
 - 別紙1 施設エリアイメージ図
 - 別紙2 必要諸室等一覧
 - 別紙3 (仮称)尼崎市こども家庭センター設置基本方針
 - 別紙4 計画敷地現況図

1 プロジェクトの概要

項 目	内 容		
予定敷地	尼崎市若王寺2丁目166番126の一部、128の一部		
用途地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	防火地域	準防火地域
高度地区	第2種高度地区	その他地域・地区	埋蔵文化財包蔵地 (確認調査済み)
敷地面積	全体 約13,870m ² (建設予定地 約2,950m ²)	容積率	建ぺい率
		200	60
構造規模	基本設計にて決定	延べ面積	約2,200 m ²
施設内容・必要諸室	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所 <ul style="list-style-type: none"> ・管理部門 事務室、受理会議室、会議室、診察室、倉庫、書庫、給湯室、職員用トイレ ロッカー室 ・相談・判定部門 面接室、心理面接室、遊戯療法室、家族療法室、観察室 ・その他 待合室、来客トイレ、多目的トイレ ○一時保護所 <ul style="list-style-type: none"> ・管理部門 事務室、夜間詰め所、医務室、職員用トイレ、ロッカー室、倉庫、洗濯室、静養室 触法特別室、給湯室 ・生活エリア 男子エリア(ユニット、個室、洗面室、ユニットバス、トイレ、面接室、入所準備室) 女子・幼児エリア(ユニット、個室、洗面室、ユニットバス、トイレ、面接室、 入所準備室、幼児居室・トイレ・浴室・プレイルーム) 共通(リビング、多目的トイレ) ・日中活動 教室、視聴覚室、厨房、食堂、調理員室 ○屋外運動場 600m² <p>※詳細は別紙1 施設エリアイメージ図、別紙2 必要諸室等一覧 参照</p>		
設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所新築工事に係る基本設計及び実施設計業務 ・上記に伴う電気、機械設備等工事の基本設計及び実施設計業務 ・上記に伴う積算、透視図作成、各種申請書類作成業務 ・建築基準法第48条第3項ただし書きに係る許可申請業務 ・BELS認証に関する資料の作成及び申請に関する手続き <p>※詳細は建築工事設計業務特記仕様書を参照</p>		
設計期間	約 18 ヶ月	基本設計	契約締結の日～令和4年12月(予定)
		実施設計	令和5年1月～令和5年12月(予定)
委託上限額	46,688,000 (税抜)	工事期間	18ヶ月(予定)
地域の特徴 周辺の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当該敷地は尼崎市立地適正化計画で「学びと育ちを支援する拠点」に位置付けられており、いくしあ、アマブラリ、あまぼーと、ひと咲きタワーといった公共施設がある。 ・敷地北側は、県道西宮豊中線に面しており車両の交通量が多い。東側は百合学院の小・中学校と高校がある。西側は住宅地となっており、南側には戸建てが建ち並んでいる。 ・当該敷地は現在、敷地内のグラウンドとして使用されている場所である。 ・敷地西側の下水道本管の処理能力の許容値により、雨水流出抑制のため、ピークカットが必要。(園田分区の流出係数0.55→2割カット0.44) 		

2 プロジェクトの視点

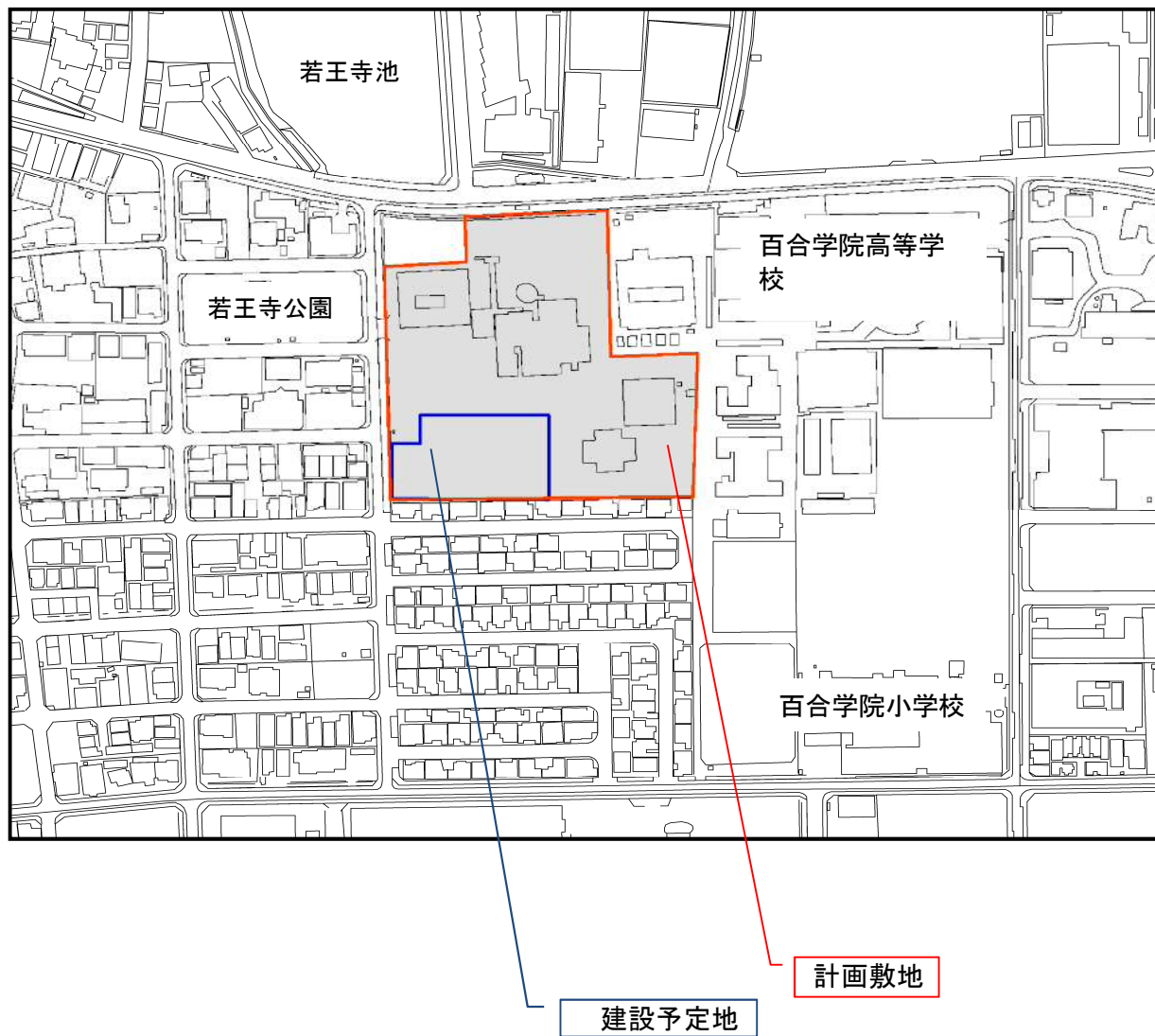
項目	内 容
事業のコンセプト	<p>子どもファーストな視点に立った予防から自立まで一貫した支援の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ZEB <ul style="list-style-type: none"> ・外壁等の高断熱化と高効率な省エネルギー対策による環境負荷の低減 ○児童相談所 <ul style="list-style-type: none"> ・いくしあと一体的な連携ができ、子どもに関する様々な相談に対して支援できる施設 ○一時保護所 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの権利が守られ、安心して過ごすことができる施設
提案にあたって留意する事項	<p style="text-align: center;">建築計画 上留意する 事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ZEB <ul style="list-style-type: none"> ・ZEB Readyの認証取得に向けた実現可能性の高い省エネルギー対策による環境負荷の低減と、ライフサイクルコスト縮減(イニシャル及びランニング共)に係る具体的な手法などについて、施設の特性を踏まえ総合的に考えること。 2 児童相談所 <ul style="list-style-type: none"> ・今後のさらなる相談件数の増加(令和2年度において6年間で約2倍)への対応も見据えた事務室・相談室等の機能とすること。 ・子ども・保護者等及び職員の安全が守られる機能配置とすること。 ・相談内容が第三者に聞かれることがないように、子ども・保護者等のプライバシーに配慮した仕様とすること。 3 一時保護所 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設最低基準等を満たしたものとすること。 ・子どものプライバシーを確保する一方、死角を作らないなど職員が目が行き届く室配置とすることなど、子どもが安全と安心を感じられる環境とすること。 ・生活エリアと日中活動エリアの分離を図るとともに、生活エリアでは男子と女子・幼児を区分すること。 ・日中活動エリアは男女混合とする予定であるが、将来的に分離する可能性も見越した仕様とすること。 ・リビングは廊下等の共有部も活用し、広く開放的な空間となるよう配慮すること。また、一人または少人数で過ごす空間も創出するなど、家庭的な雰囲気に近いものとなるように配慮すること。 ・周囲の視線に配慮した屋外グラウンドを600㎡程度整備すること。
デザイン 留意する 事項 景観 上	<ol style="list-style-type: none"> 1 外観 <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所が併設されていることがわかりにくいデザインとすること。 2 内観 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・保護者等が相談しやすい印象を持てる温かみのあるデザインとすること。 ・内装材の木質化を積極的に取り入れること。
その他 留意する 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護中の子どもが、あまがさき・ひと咲きプラザの各施設を利用するため、各施設との動線も考慮すること。 ・職員が保護者等と顔を合わせることなく敷地外に退出できる動線も考慮すること。(西側水路に架かっている通路橋を活用すること。ただし、緊急時のみ使用可。) ・当地は浸水想定地域のため、適切な対策を検討すること。 ・ライフサイクルコストの縮減(維持管理のしやすさ)について提案すること。 ・将来的にPPAモデルを活用して太陽光発電や蓄電池等の整備を予定していることからその導入可能性について提案すること。 ・別添する「別紙3(仮称)尼崎市こども家庭センター設置基本方針」を参照し、計画に反映すること。

3 敷地の状況

項 目	内 容	備 考																									
敷地	都市計画等の中の位置づけ	学びと育ちを支援する拠点(尼崎市立地適正化計画)																									
	接道状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; border-bottom: none;">東</td> <td style="width: 25%; border-bottom: none;">西</td> <td style="width: 25%; border-bottom: none;">南</td> <td style="width: 25%; border-bottom: none;">北</td> </tr> <tr> <td>道路巾員</td> <td colspan="2">6m</td> <td colspan="2">14.17m</td> </tr> <tr> <td>公道・私道の種別</td> <td colspan="2">42条1項1号</td> <td colspan="2">42条1項1号</td> </tr> <tr> <td>敷地との高低差</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>道路の機能 (接道機能など)</td> <td colspan="2">敷地と道路の間に水路あり</td> <td colspan="2">接道</td> </tr> </table>		東	西	南	北	道路巾員	6m		14.17m		公道・私道の種別	42条1項1号		42条1項1号		敷地との高低差					道路の機能 (接道機能など)	敷地と道路の間に水路あり		接道	
		東	西	南	北																						
	道路巾員	6m		14.17m																							
	公道・私道の種別	42条1項1号		42条1項1号																							
敷地との高低差																											
道路の機能 (接道機能など)	敷地と道路の間に水路あり		接道																								
境界石標	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有 (9箇所)																										
障害物																											
地上	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (家屋 (立木 (基礎 (井戸 (その他 (旧図)))))))																										
地中 (埋設管等)	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有 (・旧建築物の地中構造体 ・電力線路 ・通信線路 ・給水管 ・排水管 ・ガス管 ・消火管)																										
上空 (高圧電線等)	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (・電力線路 ・通信線路)																										
隣接建物、工作物	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 () ・規模 () m ² くらい ・地業 (杭 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有)																										
敷地の前歴、盛土等	<input type="checkbox"/> 池 <input type="checkbox"/> 沼 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 盛土 ・盛土の経過年数 () 年 <input checked="" type="checkbox"/> 施設 ・前施設の名称 (倉庫)																										
土質調査資料	・当敷地 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 ・周辺 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有																										
構内既存建物資料	(建築基準法計画通知用) ・ <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有 (6 棟) ・ 建築面積 2,856.91 m ² 延べ面積 9,316.57 m ² ・ 配置図 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有																										
都市計画	斜線制限 (道路、隣地)	・ 東側 : (隣地斜線) 道路幅員 東 : m ・ 西側 : (道路斜線) 西 : 6.00 m ・ 南側 : (隣地斜線) 南 : m ・ 北側 : (道路斜線) 北 : 14.17 m																									
	高さ制限	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有 (24) m																									
	壁面後退	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 () m																									
	日影制限	・ 敷地境界から10m超 (2.5) 時間 ・ 敷地境界から5m超10m以内 (4) 時間																									
	建築・設備に関する条例	<table style="width: 100%;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 開発行為</td> <td><input type="checkbox"/> 消防設備の付加</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 日照</td> <td><input type="checkbox"/> 電波障害対策</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 緑化 市条例・県条例</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 都市景観</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 駐車場</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 騒音、振動</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 県福祉のまちづくり</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 兵庫県建築基準条例</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 消防設備の付加	<input type="checkbox"/> 日照	<input type="checkbox"/> 電波障害対策	<input checked="" type="checkbox"/> 緑化 市条例・県条例	<input checked="" type="checkbox"/> 都市景観	<input checked="" type="checkbox"/> 駐車場	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物	<input checked="" type="checkbox"/> 騒音、振動	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 県福祉のまちづくり	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 兵庫県建築基準条例	<input type="checkbox"/>											
<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 消防設備の付加																										
<input type="checkbox"/> 日照	<input type="checkbox"/> 電波障害対策																										
<input checked="" type="checkbox"/> 緑化 市条例・県条例	<input checked="" type="checkbox"/> 都市景観																										
<input checked="" type="checkbox"/> 駐車場	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物																										
<input checked="" type="checkbox"/> 騒音、振動	<input type="checkbox"/>																										
<input checked="" type="checkbox"/> 県福祉のまちづくり	<input type="checkbox"/>																										
<input checked="" type="checkbox"/> 兵庫県建築基準条例	<input type="checkbox"/>																										

4 付近見取り図

■計画地 付近見取り図



5 敷地現況図

(A3サイズ程度、方位・縮尺・レベルなど明記)

■計画敷地状況図

別紙4 計画敷地現況 参照

6 敷地周辺現況写真

①



②



③



④



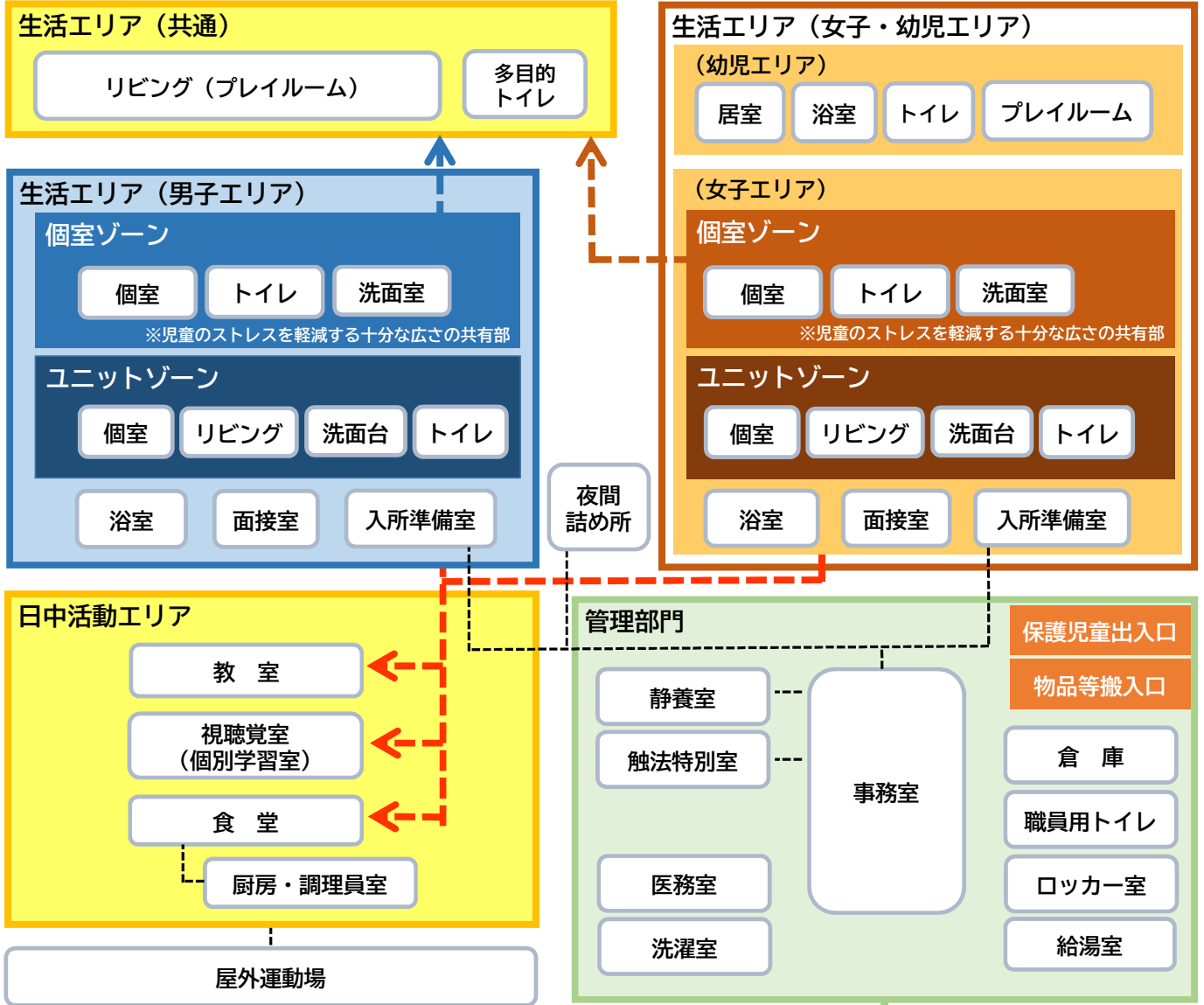
⑤



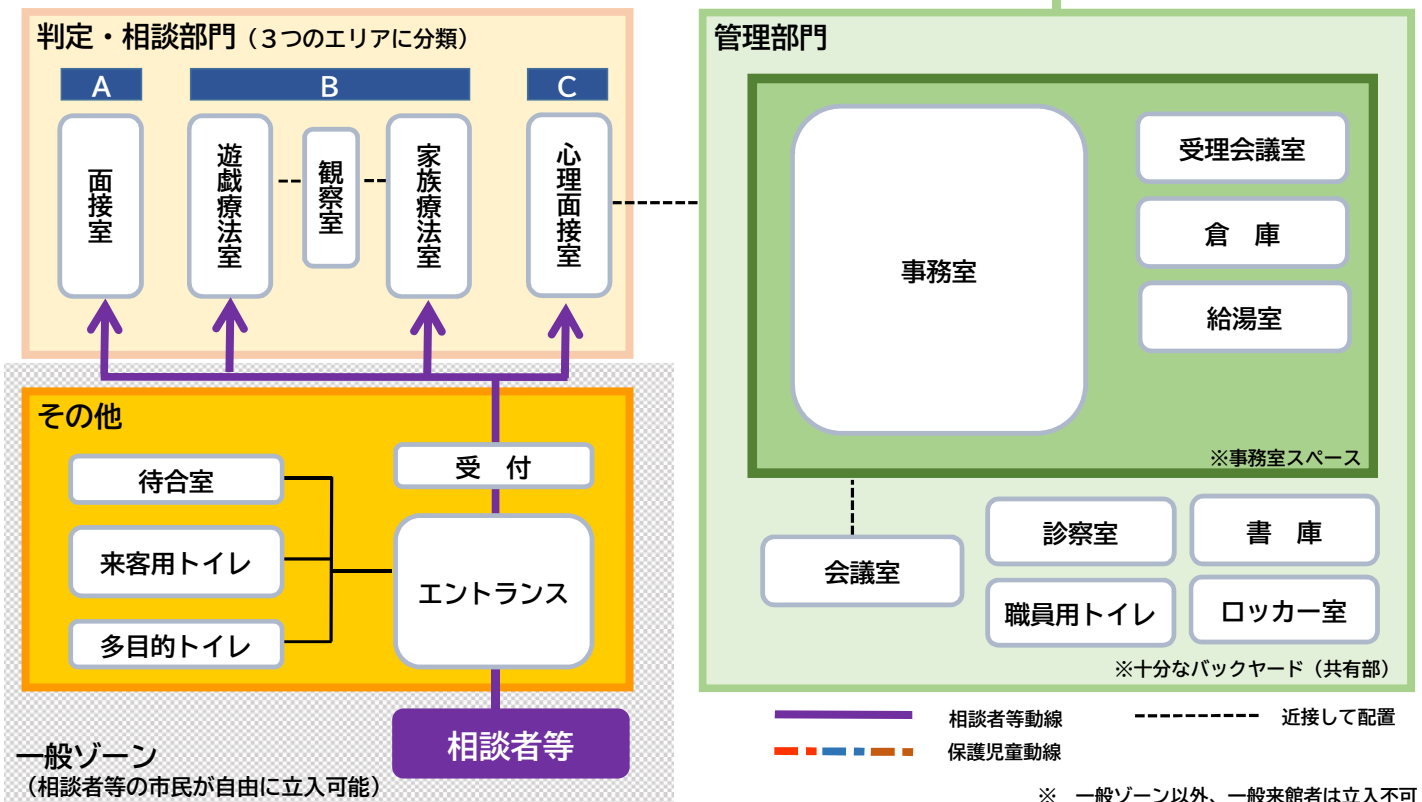
⑥



一時保護所部門
(視線対策)



児童相談所部門



部門	室名	諸室等の面積 ㎡ (A)	室数 (B)	延床面積 ㎡ (A×B)	諸室条件		
児童相談所部門	管理部門	事務室	225	1	225	41人での利用を想定(5.45㎡/人)。壁掛けの大型ディスプレイを設置。OAフロア、wi-fi対応	
		受理会議室	25	1	25	事務室に含める(同一空間とする)	
		会議室	15	1	15	事務室に含める(同一空間とする)	
		診察室	20	1	20	洗面台、給湯設備が必要	
		倉庫	30	1	30		
		書庫	20	1	20	可動式書庫の設置(2階以上に設置すること)	
		給湯室	5	1	5		
		職員用トイレ	10	2	20	男女各1室	
		ロッカー室	15	2	30	男女各1室	
	相談・判定部門	面接室	15	4	60	心理面接室と離して配置	
		心理面接室	15	3	45	面接室と離して配置。事務室と隣接	
		遊戯療法室	20	1	20	観察室と隣接	
		家族療法室	15	1	15	簡易調理設備が必要。画像・音声を録画・録音する設備を設置。観察室と隣接	
		観察室	10	1	10	遊戯療法室と家族療法室の間に設置。両室を観察するためのマジックミラー及びモニターを設置。簡易間仕切り等で同時使用が可能な仕様に	
	その他	待合室	20	1	20	エントランス付近に設置	
来客トイレ		10	2	20	男女各1室		
多目的トイレ		10	1	10	オストメイト仕様		
一時保護所部門	管理部門	事務室	100	1	100	壁掛けの大型ディスプレイを設置。OAフロア、wi-fi対応	
		夜間詰め所	10	1	10	男子エリアと女子・幼児エリアの間に設置	
		医務室	10	1	10	洗面台が必要	
		職員トイレ	5	2	10	男女各1室	
		ロッカー室	10	2	20	男女各1室	
		倉庫	10	4	40		
		洗濯室	10	1	10	洗濯機と乾燥機を設置(洗濯機2台・乾燥機2台の計4台)	
		静養室	10	1	10	事務室の近くに配置	
		触法特別室	15	1	15	風呂・トイレ付。事務室の近くに配置	
		給湯室	5	1	5	事務室内に配置	
		生活エリア	男子エリア	男子ユニット	70	1	70
	男子個室			10	8	80	1室あたり9.5㎡。壁掛けテレビを設置
	男子洗面室			5	1	5	死角を作らないよう廊下と平行に配置
	男子ユニットバス			5	3	15	脱衣スペース含む。個別対応の仕様とすること
	男子トイレ			5	2	10	全て個室とすること
	面接室			10	1	10	
	入所準備室			15	1	15	1室あたり13.56㎡。男子エリアの端で事務室に隣接。風呂・トイレ付(精神面等で不安定な児童が利用)
	女子・幼児エリア		女子ユニット	70	1	70	学齢女子4人での利用を想定。居室4・リビング・トイレ・洗面台。リビングに壁掛けテレビを設置
			女子個室	10	8	80	1室あたり9.5㎡。壁掛けテレビを設置
			女子洗面室	10	1	10	死角を作らないよう廊下と平行に配置
			女子ユニットバス	5	3	15	脱衣スペース含む個別対応の仕様とすること
			女子トイレ	5	2	10	全て個室とすること
			面接室	10	1	10	
	共通	入所準備室	15	1	15	1室あたり13.56㎡。女子エリアの端で事務室に隣接。風呂・トイレ付(精神面等で不安定な児童が利用)	
		幼児居室	20	1	20	6人定員。転倒事故に配慮した床材。幼児の居室、トイレ・浴室、プレイルームは隣接して配置。壁掛けテレビを設置	
		幼児トイレ・浴室	15	1	15		
		幼児プレイルーム	25	1	25	転倒事故に配慮した床材	
		リビング	100	1	100	可動式間仕切壁等で区画(2分割)できる仕様。転倒事故に配慮した床材。壁掛けテレビを設置	
	日中活動	多目的トイレ	10	1	10	オストメイト仕様	
		教室	35	2	70		
		視聴覚室	30	1	30		
		厨房	30	1	30	厨房機器は別途	
		食堂	60	1	60	児童22人(男子8・女子8・幼児6)が利用	
		調理員室	15	1	15	厨房と隣接(更衣スペース、トイレを設置)	

合計延床面積(想定)

児童相談所部門	590㎡
一時保護所部門	1,020㎡
共有部	590㎡
合計面積	2,200㎡

- ・ 職員用入口は来所者用入口から直接見えないように配慮する。
- ・ 各部屋の扉はバリアフリーの引き戸とする。
- ・ (ただし、面接室・心理面接室・家族療法室・遊戯療法室に使用する部屋は音漏れ防止の仕様とする)
- ・ 一時保護所部門の居室エリアは男女に分ける。(幼児は女子の居室エリアとする)
- ・ 一時保護所部門は閉鎖された空間とし、外部避難階段を設置する。
- ・ 一時保護所部門のリビングや共有部では児童が一人になれる空間づくりなどプライバシーの確保に配慮する。
- ・ 一時保護所部門はwi-fi対応とする。
- ・ 共用部は、階段・EV・EVホール・廊下・エントランス・機械室・電気室等。
- ・ 一時保護所の廊下等共有部はリビングの延長と捉え、法基準以上に広くゆとりのある空間とする。
- ・ 各所に監視カメラを設置し、職員がモニターで確認できるような仕様とする。

その他 屋外施設等(想定) 建設予定地にて整備予定

屋外施設等	屋外運動場	-	-	600	近隣住宅等から児童が見えない仕様とする。近隣住宅等に配慮した防音・防砂仕様とする。幼児の運動場を50㎡程度確保する。
	(屋上運動スペース)	-	-	-	近隣住宅等から児童が見えない仕様とする
	来庁者駐車場	-	-	-	身体障がい者用1台
	来庁者駐輪場	-	-	-	20台
	職員用駐輪場	-	-	-	20台
	公用車・業務用車両駐車場	-	-	-	4台
	公用駐輪場	-	-	-	10台

(仮称) 尼崎市こども家庭センター
設置基本方針

令和4年1月



尼 崎 市





目次

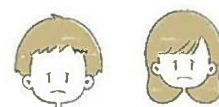
1	児童相談所設置の背景	4
2	策定の目的	5
3	児童相談所の基本理念	6
	(1) 尼崎らしい児童相談所の姿	6
	(2) 一時保護の視点	7
	(3) 社会的養護にかかる支援	7
	(4) 他機関との連携	8
4	組織・人員配置・人材育成	9
	(1) 組織	9
	(2) 人員配置	9
	(3) 人材確保・育成	10
5	施設整備	11
	(1) 施設整備のコンセプト	11
	(2) 施設規模	12
	(3) 整備予定地	13
	(4) 児童相談所設置に係るスケジュール（予定）	13

※（仮称）尼崎市こども家庭センターは法に定める児童相談所を指します。

※ 児童相談所は一時保護所機能を含みます。

【児童相談所とは】

子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関です。



1 児童相談所設置の背景

本市の児童虐待相談対応件数（表1）は、平成27年度から令和2年度の6年間で約2倍に急増しています。全国的な増加傾向と同じく、本市においても児童虐待相談対応件数は年々増加傾向で、児童人口1,000人あたりで比較すると、平成28年度は全国を少し下回ったものの、総じて全国、兵庫県よりも高い件数が続いています。

本市の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）における虐待相談管理ケース（表2）においても平成27年度から令和2年度で約1.6倍に増加しています。また、本市の児童虐待相談種別の割合（図1）では、全国、兵庫県と比較して、ネグレクトの割合がかなり高くなっているのが本市の特徴でもあります。

こうした状況に対して、いかに取り組み、適切な支援を通じて、どう改善につなげていけるのが本市の喫緊の課題です。

【表1】

児童相談所における児童虐待相談対応件数（新規）

（単位：件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
尼崎市 （児童人口1,000人あたり）	466 (8.1)	388 (6.7)	516 (8.9)	767 (13.3)	847 (14.6)	897 (15.5)
兵庫県 （児童人口1,000人あたり）	3,281 (4.1)	4,104 (5.1)	5,221 (6.5)	6,714 (8.3)	8,308 (10.3)	8,816 (10.9)
全国 （児童人口1,000人あたり）	104,699 (5.7)	125,698 (6.9)	135,473 (7.4)	165,424 (9.1)	192,984 (10.6)	200,851 (11.0)

（出典） 全国：福祉行政報告例、兵庫県・尼崎市：ひょうごの児童相談
令和2年国勢調査



【表2】

要保護児童対策地域協議会管理ケース（新規+継続）

（単位：件）

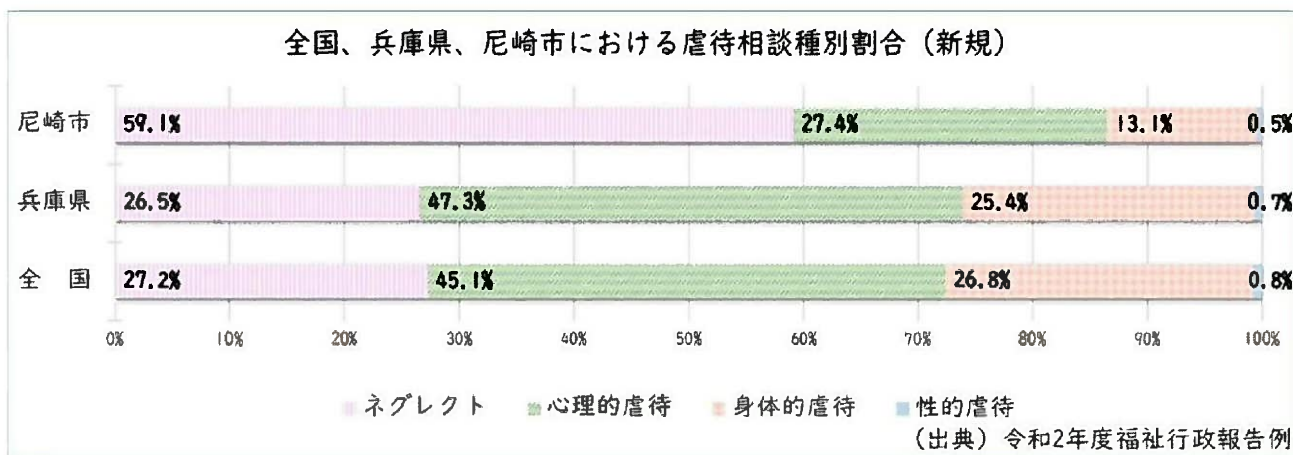
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
合計	1,752	2,262	2,321	2,505	2,605	2,826
身体的虐待	501	413	340	376	380	388
性的虐待	19	11	6	5	5	9
心理的虐待	498	483	431	425	396	452
ネグレクト	734	1,355	1,544	1,699	1,824	1,977

（出典） 尼崎市要対協調べ



【図1】

全国、兵庫県、尼崎市における虐待相談種別割合（新規）





2 策定の目的

本市では、これまで家庭児童相談員（非常勤）を配置し、相談指導業務を行ってきましたが、児童虐待相談の増加等に伴い、様々な児童福祉法の改正等が行われる中、令和元年10月には子ども家庭総合支援拠点として「子どもの育ち支援センター いくしあ」（以下「いくしあ」）を開設しました。

いくしあでは、日々の暮らしのなかで課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、福祉・保健・教育等が連携しながら、子どもの成長段階に応じて、切れ目なく総合的な支援を行っています。基礎自治体として、児童相談所の介入が必要なケース自体の減少を図るための予防的アプローチを行うことは重要な取組であり、本市においては、いくしあに要保護児童等にかかる相談・支援のために児童ケースワーカーとして正規職員等を配置し、取り組んでいます。

しかしながら、前述のとおり本市の児童虐待相談対応件数は年々増加傾向であることを踏まえ、1つの自治体で児童相談所機能も担い、関係機関や様々な資源（※）とも連携し、一貫した支援を実現することで、児童虐待等により効果的に対応していきたいと考えています。そのため本市では、「わいわいキッズプランあまがさき」の計画に位置付けた上で、児童相談所の設置を目指すこととしました。

児童相談所設置の検討を進めるにあたり、本市の児童福祉行政を取り巻く課題や地域特性を踏まえた児童相談所を設置するための基本的な考え方を示す基本方針を策定します。この基本方針では、本市における児童相談所の位置付けや運営方針を明確にするとともに、設計・建設・開設運営に向けた課題を抽出することで、目指す姿など児童相談所を整備するための様々な条件を整理することを目的としています。なお、本方針に定めたものを基本としつつも、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

(※) 様々な資源

- ・社会資源... 学校、病院等
- ・地域資源... 子ども食堂や子どもの居場所といった地域の支援団体等





3 児童相談所の基本理念

基本理念

子どもファーストな視点に立った 予防から自立まで一貫した支援の実現

・いくしあと一体的に子ども一人ひとりに寄り添った支援を実施します

いくしあと密接に連携し、子どもの声を聴きながら、子ども一人ひとりの背景や状況に合わせた柔軟な支援を実施します。

・信頼される、開かれた児童相談所を目指します

児童虐待等の未然防止から措置等による継続的な関わり、その後、自分らしく生活できるまでの一貫した支援を実現することで、市民の皆様から信頼されるとともに、基礎自治体の強みを生かし庁内関係各課や社会資源、地域の支援者等とともに支援する開かれた児童相談所を目指します。

(1) 尼崎らしい児童相談所の姿

① いくしあとの一体的な運営

福祉・保健・教育が連携した総合的な支援を行ういくしあと児童相談所が一体的な運営を行います。

- ・ いくしあと児童相談所が保有する情報の一元化
⇒ 支援を必要とする子どもの情報をいくしあで一元的に受付・管理していますが、児童相談所の設置に合わせて児童相談所が保有する情報も一元化を図り、より多くの情報を共有し、支援に生かしていきます。
- ・ いくしあとの共通の支援方針
⇒ 子どもや家庭に対する日頃の支援や一時保護等の緊急時の支援、施設入所措置等の支援の方向性等を定めていくにあたって、合同での受理会議や援助方針決定会議を実施するなど、いくしあと共通の支援方針のもと支援を実施します。

② あまがさき・ひと咲きプラザや多様な支援者との有機的な連携

- ・ あまがさき・ひと咲きプラザにおいて、児童相談所といくしあはもちろんのこと、教育委員会や子どもの居場所づくり等を行うユース交流センターとも連携し、プラザ全体で「学びと育ちを支援する」ための運営を行います。
- ・ 地域の多様な支援者とともに重層的かつ、きめ細やかな支援体制を目指します。

③ 子ども一人ひとりに寄り添った支援

- ・ 子ども自身の声をしっかりと聴き、子ども自らが相談しやすい児童相談所とします。
- ・ 子ども一人ひとりに合わせ、年齢で支援が途切れることがないように自立までの柔軟な支援プランを策定します。

④ 支援策の充実と専門性の確保

いくしあで既に取り組んでいる支援プログラム（回復支援プログラムやペアレントトレーニング等）に加え、子どもの心に配慮したトラウマインフォームドケアや保護者の行動変容を促す認知行動療法等の専門家等と連携した新たな支援プログラムの開発と実践を行います。
⇒ 虐待等によって傷ついた子どもの心のトラウマに配慮できるなど高い専門性を確保します。

⑤ 第三者評価の活用

- ・ より良い児童相談所の運営を図るため、児童相談所の行う支援・措置等について第三者機関による評価を活用します。



(2) 一時保護の視点

① 子どもが安心できる一時保護の実施

- ・ 子どもにとって安全な施設であるだけでなく、子どもの声を聴き、安心感を持てる一時保護所の運営
- ・ 一時保護中でも馴染みのあるいくしあ職員が関わるなど、環境変化による子どものストレスを可能な限り低減
- ・ 子ども自身が「温かく受け入れてくれる」と思える一時保護所の運営

② 子どもの権利が守られる一時保護の実施

- ・ 日常とのつながりの維持・確保
- ・ 学習保障（通学支援等）
- ・ パーソナルスペースの確保
- ・ プライバシーや多様性への配慮

③ 個々に応じた一時保護の実施

- ・ 本市に多いネグレクト家庭等の養育環境整備のための一時保護所の活用（各種サービスのコーディネート等の予防的支援を重視）
- ・ 個々の状況に応じた里親や児童養護施設等の活用

(3) 社会的養護にかかる支援

社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行い、社会全体で子どもを育むことです。

本市においては、里親での養護と児童養護施設等での養護の両面から子どもにとって適切な養育環境のもとで、安心して生活できる場を確保することで、子どもと家庭への支援の充実に向け検討していきます。

① 里親

里親制度の啓発のほか、里親への支援に向けた取組みを進めます。

・ 里親カフェ

地域の方が里親を囲み、里親の経験を聞いたり、疑問等に答えてもらえる里親カフェを開催します。

・ 里親相談会、出前講座

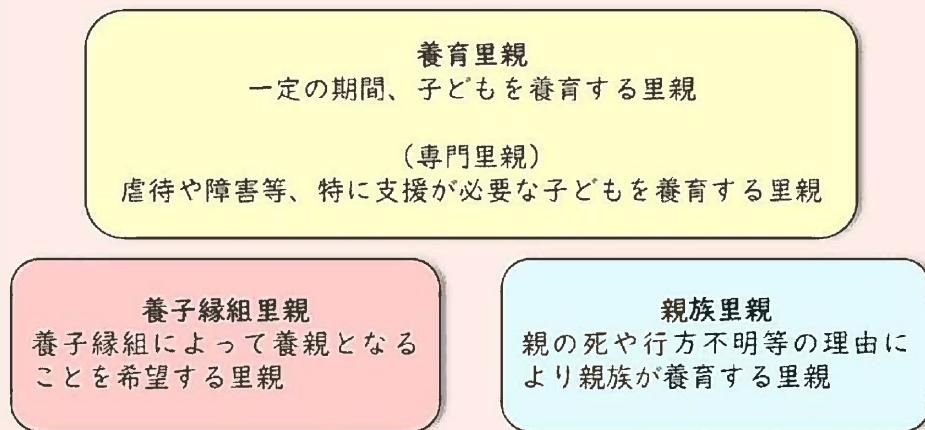
里親の担い手を増やすため市民を対象とした各種里親相談会を開催します。また会社の研修やPTA会合等に制度説明の出前講座を実施します。

・ 定期的な里親訪問等

里親訪問等を通じて子どもと里親の状況を把握するとともに、必要な情報提供や相談支援を行います。



< 里親の種類 >



② 児童養護施設等

児童養護施設等での小規模で家庭的な養育環境を確保するとともに、専門的な支援が行われるよう検討していきます。また児童養護施設等を退所した後も、社会的自立に向けた支援を必要とする方もいるため、その取組みについても検討します。

(4) 他機関との連携

① 包括的な支援体制の構築

児童虐待への的確な対応や未然防止の徹底を図るためには、いくしあと児童相談所の連携はもちろんのこと、関係機関や市民の日常に密着した地域資源とも連携し、継続的な支援を行うことが必要不可欠です。

関係機関や様々な資源とも情報を共有し、同じ支援方針のもと、社会全体で子どもを見守り、またその家庭を支える包括的な支援体制の構築を行います。



※ 要対協... 要保護児童対策地域協議会

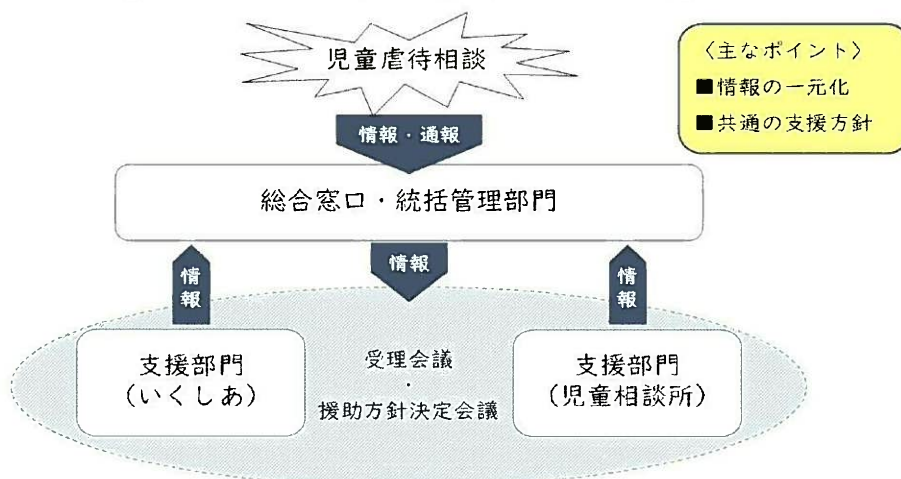


4 組織・人員配置・人材育成

(1) 組織

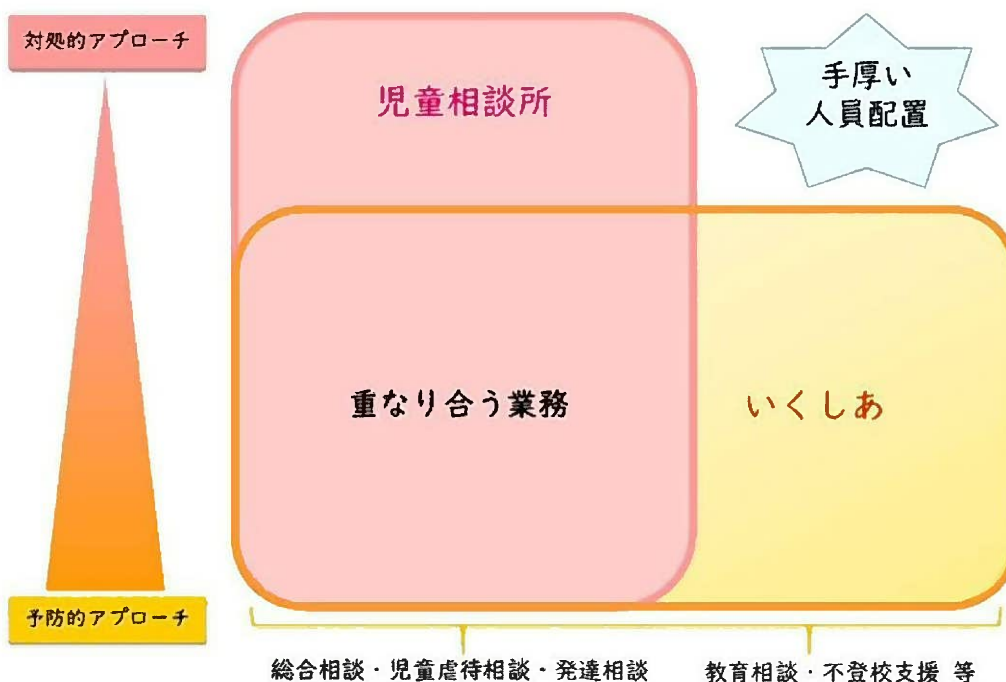
いくしあを中心とした子ども一人ひとりに寄り添った支援ができるような組織運営を行います。虐待相談等の情報を総合窓口・統括管理部門で一元管理することでケースの進行管理を行い、またいくしあと児童相談所との合同の受理会議・援助方針決定会議を行うことで共通の支援方針のもと、支援を実施します。

【いくしあと児童相談所の連携体制】



(2) 人員配置

本市では子どもと家庭に寄り添った支援を行う基盤として、いくしあをすでに開設しています。児童相談所の設置にあっても、いくしあを有する強みを生かしながら、専門職の配置を含め、全体として手厚い人員配置を目指します。





(3) 人材確保・育成

近年の法改正等により、専門職員の増員が求められています。児童虐待相談対応件数は年々増加しており、児童福祉司等の人材の確保・育成は課題です。本市においても、子どもや家庭等への適切な支援を実施するために、経験者の採用、研修や実務等を通じた職員のスキルアップが重要です。本市では以下のとおり人材の確保・育成に取り組んでいきます。

■ 専門職、経験者の採用等による人材確保

本市では、令和3年度より新たに心理職の採用試験を開始しました。臨床心理士及び公認心理士の資格保有者は一次試験免除など専門職確保に向け、取り組んでいます。またこれまでも福祉職の採用や尼崎市社会福祉事業団から専門職の派遣受入も行っており、引き続き経験者も含めた児童福祉司・児童心理司等の専門職の確保に努めていきます。

■ 児童相談所設置自治体への職員研修派遣の実施

本市では、平成29年度より兵庫県こども家庭センターへ職員の研修派遣を実施しています。引き続き、兵庫県等の児童相談所に職員を派遣し、職員のスキルアップを目指します。

■ 更なる専門性確保のための内部研修の実施

児童福祉法に定められた研修以外に、事例検討のグループワークのほか、外部講師を招いたテーマ別研修や事例検討会を実施し、また支援プログラムの開発・実践をすることで職員のスキルアップを目指します。

5 施設整備



尼崎市が児童相談所を設置するにあたっては、国庫補助金等を活用し、新たな施設を整備します。

(1) 施設整備のコンセプト

- いくしあと児童相談所との連携のしやすさ
- 児童相談所と一時保護所との連携のしやすさ
- あまがさき・ひと咲きプラザ内の施設・機能を活用した有機的な整備
- 子どもの人権に配慮した一時保護所
(日常とのつながりを感じられる、学習が保障される、パーソナルスペースが確保される等)
- 温もりを感じられ、安心できる建物
(安心できる児童相談所・一時保護所)

■ 一時保護所の整備の視点

本市では、子どもの人権に配慮した開かれた一時保護所の設置・運営を目指すとともに、一時保護児童に対するより良い支援を行うにあたり、以下の点に考慮した機能を持つ施設整備を検討していきます。

考慮する機能	内 容
学習環境	<ul style="list-style-type: none">● ICT教育に対応できるオンライン授業等の環境の確保● 集団での学習が難しい子どもに対応できる環境の確保● 通学が可能な子どもの通学支援
プライバシーへの配慮	<ul style="list-style-type: none">● 居室の個室化● パーソナルスペースの確保
多様性への配慮	<ul style="list-style-type: none">● ユニバーサルデザインに配慮した環境の確保● 個浴できる環境の確保
家庭的な雰囲気の確保	<ul style="list-style-type: none">● ユニットの設置● 開放感のあるリビングの設置



(2) 施設規模

■ 一時保護所の定員（児童定員30人）

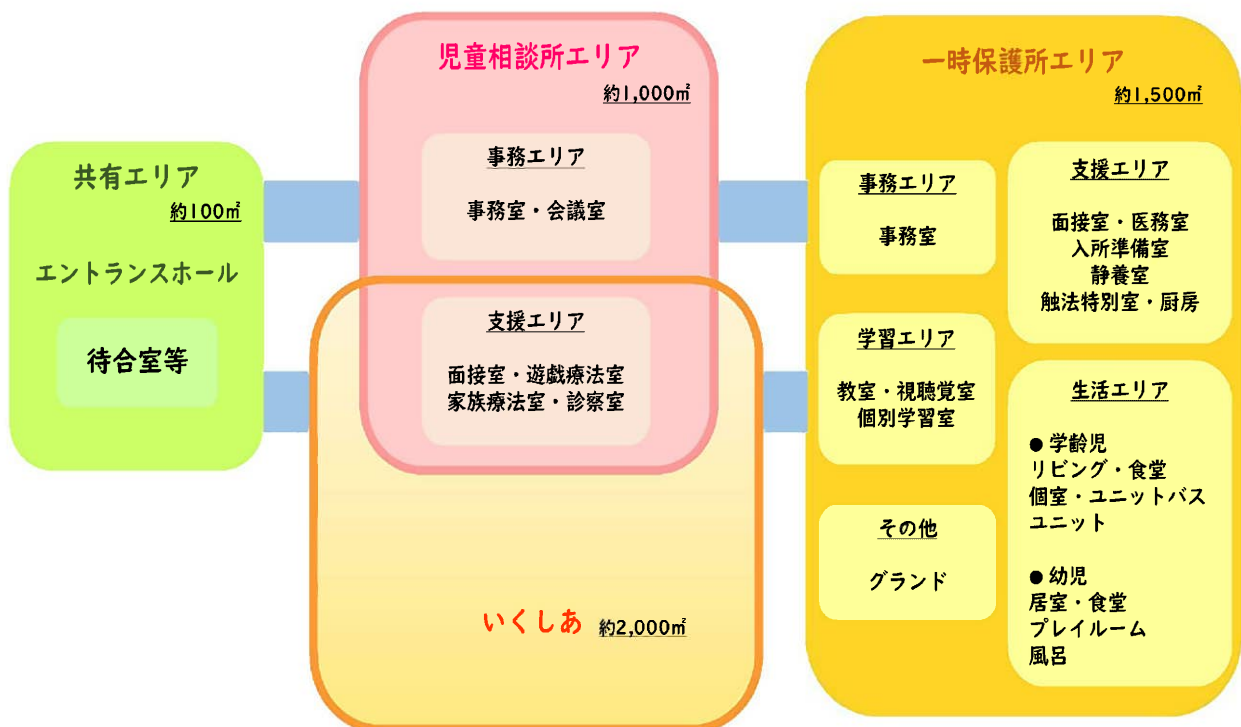
令和2年度以降、本市の1日あたりの一時保護児童の人数は30人程度で推移しており、県の一時保護所と里親や児童養護施設等への一時保護委託で対応しています。一時保護児童の人数は今後さらに増える可能性があり、また、家庭養育環境整備のための積極的な一時保護の活用も図りたいと考えていることから、本市の一時保護所の定員を30人とし、それに加え一時保護委託も活用することで、全体として、児童相談所が一時保護をためらうことなく、積極的に子どもの安全を守ることができる体制を整えていきます。

■ 施設イメージ

児童相談所・一時保護所のイメージは下図のとおりです。

本市では尼崎市公共施設マネジメント計画に基づく取組みを進めている観点からも機能的かつコンパクトな整備を行っていきにあたり、いくしあ、アマブラリ、あまぼーと等の他の施設の活用も検討していくため、面積については変動します。

児童相談所・一時保護所 イメージ





(3) 整備予定地

一体的かつ高い専門性を有する相談援助や子どもに対して切れ目のない一貫した支援を実現するためには、いくしあと児童相談所との連携が必要不可欠であることから、あまがさき・ひと咲きプラザ（尼崎市若王寺）の敷地内に児童相談所の整備を予定しています。

また、あまがさき・ひと咲きプラザに児童相談所を整備することは、尼崎市立地適正化計画で位置付けている旧聖トマス大学の活用のコンセプトである既存施設を生かした新たな「学びと育ちを支援する拠点」づくりとも合致しています。

<整備予定地のポイント>

- ◎ いくしあを中心とする一貫した支援、連携ができる場所
- ◎ 子どもの支援の専門性を有する支援機関を集約した場所
- ◎ あまがさき・ひと咲きプラザ全体を活用し、子ども・保護者等の学びと育ちにつながる場所

(4) 児童相談所設置に係るスケジュール（予定）

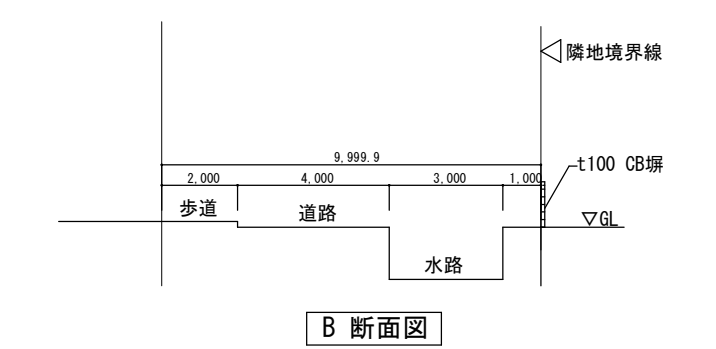
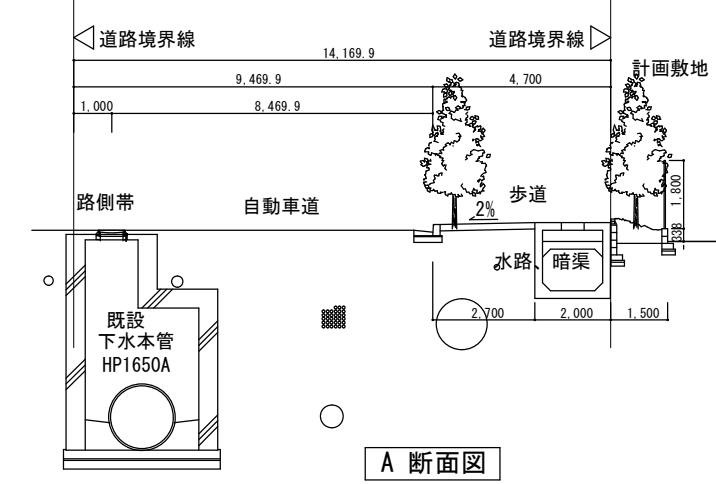
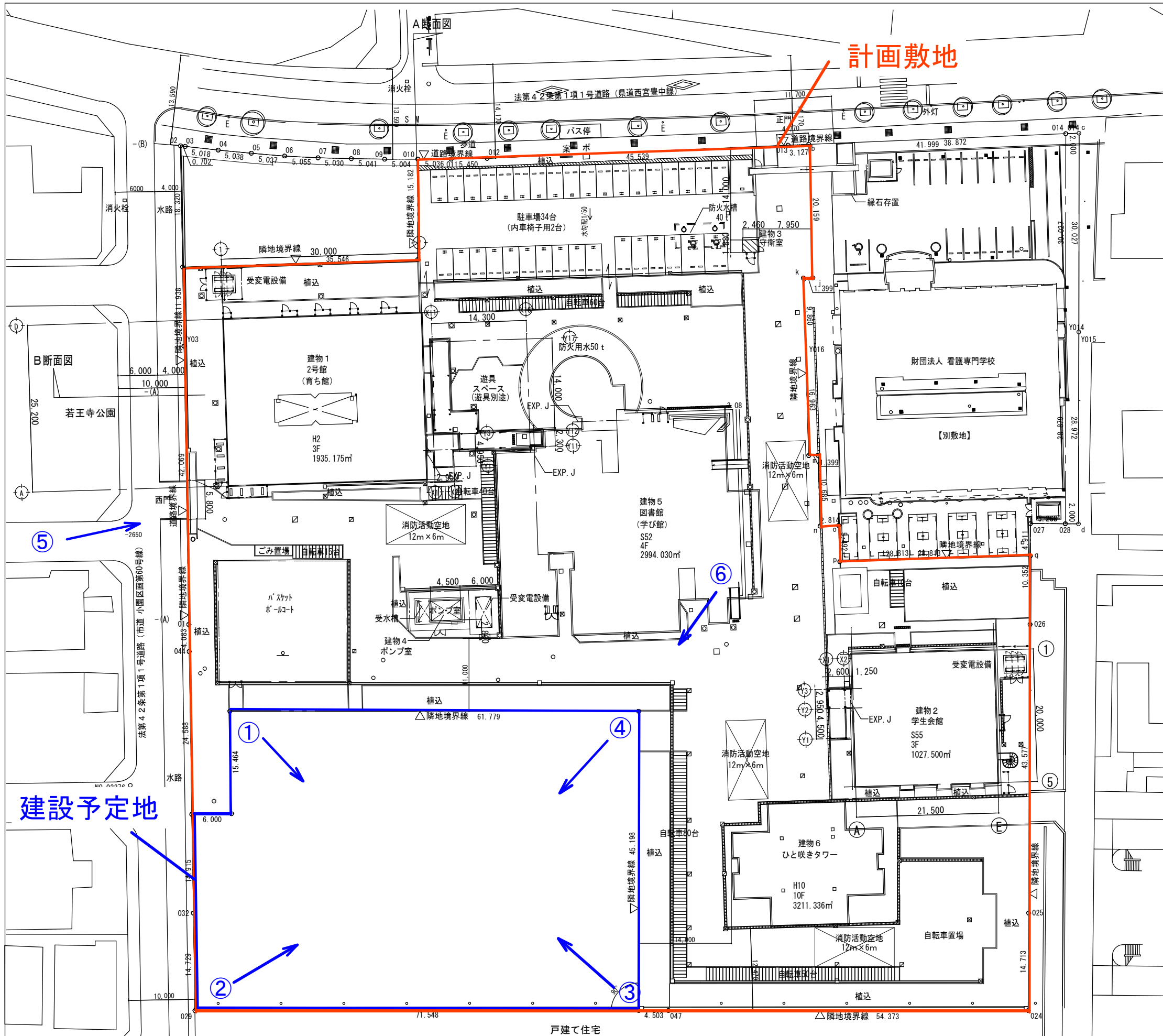
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
施設整備	設計		建設工事			運 営 開 始
体制・組織・業務	検討、運営マニュアル作成、条例制定等					
人材確保・育成	職員研修派遣、職員採用					
地域・関係団体との説明	随時実施					
県・国との協議	協議、政令指定、事務引継ぎ					

※ 建築基準法第48条（用途地域）のただし書き許可に伴う手続きや基本設計時の工法等の検討、埋蔵文化財の調査等により、スケジュールが変更となる場合があります。

(仮称) 尼崎市こども家庭センター設置基本方針

こども青少年局子どもの育ち支援センター
児童相談所設置準備担当

住所 〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番6号
電話 06-6423-7008
FAX 06-6409-4298



工事名称		設計年月日	図面番号
図面名称 計画敷地現況図		縮尺 A1-1/300 A3-1/600	設計番号

令和 4 年 度

土 質 調 査 業 務 委 託 仕 様 書

資産統括局 技術監理部 建築課

土質調査業務特記仕様書

1 概要

工事名 児童相談所新築工事設計業務委託
工事場所 尼崎市若王寺2丁目166番126の一部、128の一部
計画建物 構造 基本設計にて決定

2 調査期間 設計業務委託期間内に別途指示する期間

3 調査項目

ボーリング 20 m × 2 箇所 (試験一覧参照)
 m × 箇所 (試験一覧参照)

乱さない試料採取 1 箇所

標準貫入試験 75 cm ごと

室内土質試験 物理試験 試験一覧参照

力学試験 試験一覧参照

原位置試験 孔内載荷試験 1 箇所

現場透水試験 1 箇所

※ボーリング深度及び試料採取にあたっては、土質の状況を適切に判断し、計画建物設計に必要なものを実施すること。

4 実施要領

1) ボーリングは、No.1より実施し、予定深度まで進んだ時点で、係員に連絡すること。

参考ボーリング図と著しく異なる場合は、係員の指示に従うこと。

2) ボーリング孔は、調査終了後に閉鎖し、その後の工事に支障なき様処理し、転落の危険を防止すること。

5 報告書

報告書には、一般的事項の他、地盤の圧密状況・沈下の可能性・液状化・杭のネガティブフリクション、水平抵抗について記述する。

6 その他

調査位置の地盤高さは、最寄の水準点より測定のこと。

調査に先立ち施工計画書を作成し、係員の承諾を得ること。

土質調査業務仕様書

1 章 一 般 事 項

1. 1 適用範囲	特記事項以外は、本仕様書による。
1. 2 設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）をいう。
1. 3 現場代理人	調査の性質上、現場代理人は現場管理者（地質調査業者登録規定でいう。）とする。
1. 4 疑義に対する処置	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員の指示を受ける。
1. 5 官公署その他への 手続き	調査に必要な官公署への手続きは、速やかに行う。
1. 6 調査のための設備	給水、排水、ガス、電気等の調査のための設備については、受託者の負担とする。
1. 7 調査の実施	a 調査地点、調査内容及び調査数量は特記によるものとし、調査の順序、方法、ベンチマークについては、監督員の指示による。 b 設計深度到達前に目的を達したとき、当該深度に達しても調査目的を達しえない時、予想外の障害で調査の続行が不可能な時は監督員に報告し、指示を受ける。 c 現場の状況並びに業務の執行状況により、やむを得ず当該調査内容の変更をするときは、監督員の指示を受ける。
1. 8 立会い	監督員の立会いは、つぎの場合に行う。 a 調査の着手、完了及び調査中 b 設計図書に定められた場合 c 監督員が特に指示した場合
1. 9 中間報告	各段階の調査、試験が終了した場合は、結果を整理し、速やかに報告する。
1. 10 検査	監督員の検査は、つぎの場合に行う。 a 設計図書に定められた場合 b 監督員の指示した工程に達した場合

1. 1. 1
調査地点の表示

調査地点には、頭部に黄色のペイントを塗布し、調査番号を記した角杭を設置する。

1. 1. 2
跡片付け

現場作業終了後は、監督員の指示により、ボーリング孔の埋め戻し、清掃等の跡片付けを行う。

1. 1. 3
提出書類

受託者の提出書類は、つぎのとおりとする。ただし、建築設計提出書類と重複及び同書類に記入可能なものは、省略することができる。

a 着手時

- ・ 工程表 2 部
- ・ 主任技術者届（経歴書共） 2 部
- ・ 現場管理者届（経歴書共） 2 部

b 完了時

- ・ 報告書（本仕様書 7 章による。） 2 部

2 章 ボーリング

2. 1
位置、深度

特記による。

2. 2
工法

ロータリー式ボーリングを原則とする。

2. 3
孔径

孔径は、2. 3. 1 表による。

2. 3. 1 表

種 別	孔 径
標準貫入試験のみを行う場合	6 6 mm 以上
シウォールサンプラーによる資料採取を行う場合	8 6 mm 以上
デニソソ型サンプラーによる資料採取を行う場合	1 1 6 mm 以上

2. 4
掘削

- a 崩壊性地質には、ケーシング又はベントナイト液（以下「泥水」という。）を使用し、孔壁の崩壊を防止する。
- b 地下水位より上の地盤は、原則として空掘りとする。
- c 岩盤ボーリングは、ダブルコアチューブを用い、できるだけ完全なコアを採取する。
- d 掘進が所定の深度に到達したときは、監督員に報告し、指示及び検尺をうける。

2. 5
その他

現場透水試験、間隙水圧測定、地下水調査のためのボーリングに泥水を使用した場合は、清水循環等の方法により孔内泥水を完全に除去する。

3 章 サ ウ ン デ ィ ン グ

3. 1 標準貫入試験

- a 試験方法は、J I S A 1 2 1 9（土の標準貫入試験方法）による。
- b 試験用具
 - ・試験用具は、監督員の承認を得たものを使用する。
 - ・ハンマーの自由落下には、原則としてトンビを用いる。
- c 試験の実施
 - ・スライムは、泥水循環の方法により除去する。
 - ・標準貫入試験は、深度75cmピッチで所定の深度まで行う。
 - ・試験は、15cmの予備打ち、30cmの本打ち、約5cmの後打ちの順に行う。ただし、後打ちは、場合によっては省略してもよい。
 - ・N値の測定は、60回を上限とする。
 - ・岩盤等で標準貫入試験による資料採取が、不能な場合は、2.4cにより孔径66mm以上のコアボーリングで資料採取を行う。
- d 資料採取、整理
 - ・標準貫入試験により採取した試料は、土質が異なるごとに、水密性の容器（透明プラスチック製）に入れ標本として整理する。
 - ・試料容器には、ボーリング番号、採取深度、N値、土質を記入した付箋を貼付ける。
 - ・試料は、標本箱に収納して提出する。標本箱には、工事名、業者名、ボーリング番号、採取深度の範囲等を記入する。

3. 2 オランダ式二重管 コーン貫入試験 (ダッチコーン)

- a 試験方法は、J I S A 1 2 2 0（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）による。
- b 試験は、深度25cmピッチで所定の深度まで実施する。

3. 3 スウェーデン式 サウンディング

- a サウンディング用具は、スウェーデン式サウンディング試験機とする。
- b 試験は、ロッドを調査地点に垂直に立て、荷重段階を5、15、25、50、75、100kgとして、それぞれに应ずる貫入量を測定する。

ある荷重段階でロッドの貫入速度が急激に増大した場合は、そのまま貫入させ貫入状況の観察記録をとる。
- c 荷重段階100kgでロッドの貫入が止まった場合は、その貫入量を記録した後、ハンドルを回転し次の目盛線まで貫入させるのにする半回転数を記録する。以後目盛線（25cm）ごとの半回転数を記録する。
- d 回転数の測定値は、貫入量1m当たりの半回転数NSWに換算しこれと測定深さの関係及び荷重と貫入深さの関係の両者を

地表から連続的に図示する。

- e 一地点の測定は、連続して行い、各地点の測定終了ごとにスクリーポイントの異常がないことを確認する。

4 章 サンプルリング

4. 1 一般事項

- a 不攪乱試料の採取に使用するサンプラーの種類、サンプルの採取深度は、特記による。特記なき場合のサンプラーの種類はデニソン型とする。
- b 標準貫入試験後引き続いて、不攪乱試料の採取を行う場合は、打撃による攪乱の範囲を避けた位置で採取する。
- c 地下水位以上の土のサンプリングは、無水状態で行う。地下水位以下の土のサンプリングは、ボーリング孔内の水位を地下水位以上に保つ。
- d スライムは、泥水循環及びベイラーにより除去する。ベイラーの使用は、その上下運動で孔底の採取試料を乱さないよう注意する。
- e 試料採取後は、速やかにサンプラーの両端をパラフィンにて完全に密封し、キャップをかぶせ衝撃、振動を与えないように十分に注意して運搬し、速やかに試験を行う。
- f サンプリングチューブは、試験に供するまで温度変化の少ない場所で保管する。
- g サンプリング結果は、土質工学会のデータシート（サンプリングの記録）の様式で記録し報告する。
- h シンウォールチューブは、新品とする。

4. 2 シンウォールサン プラーによる不攪 乱試料の採取

- a シンウォールサンプラーの種類は、固定ピストン式サンプラーとする。
- b 試料採取方法は、土質工学会基準（案）（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる乱さない試料の採取方法）による。
- c サンプリングチューブの長さは、試験に供する試験体数に応じて十分な長さのものを使用する。
- d サンプラーは回転せず、一定速度をもって途中停止することなく圧入し、ねじり又は打撃によって地盤を攪乱する恐れのあることは一切行ってはならない。

4. 3 デニソン型サン プラーによる不攪 乱試料の採取

- a 内管は、突出し長さ0～10 cmの範囲で調整できるものとする。
- b サンプリングチューブは、4. 2のシンウォールチューブと同じ物とする。
- c 内管の先行長さは、粘性土の硬軟に応じた長さを保持する。
- d サンプラーを孔底に降下する場合、泥水中のスライムが内管と外管の間に侵入し、内管が共回りをする事があるので、この場合は、適当なシールをもってスライムの侵入を防ぐ。
- e サンプラーは、一定速度をもって途中停止することなく圧入

し、圧入長さはサンプリングチューブの有効長さを越えてはならない。

- f 圧入に当たっては、ねじりによって地盤を攪乱しないように注意する。

5 章 載 荷 試 験

5. 1 ボーリング孔内 横方向載荷試験

- a 試験機の型式は、プレシオメーター、L L Tのうち監督員の承認を得たものを使用する。
- b ボーリング孔及び試験深度
- ・測定用ボーリング孔は、孔壁を乱さないよう、かつ、滑らかな壁面に仕上げる。
 - ・試験深度は特記による。ただし、指定された深度の地層中に試験に影響を及ぼすような障害物が存在する場合、又ボーリング結果より土質が変化している場合は、監督員に連絡し指示を受ける。
- c 試験の実施
- ・ボーリングから測定までの時間は、原則として24時間以内に実施する。
 - ・孔内測定に先立ち、試験機器の補正用（圧力補正、体積補正）の測定を行う。
 - ・加圧は、段階荷重とし、孔壁に加わる圧力が0.1 kg/cm²程度又は予想最大圧力の1/20程度の圧力を、段階的に加圧する。
 - ・各荷重段階で、圧力を2分間一定に保ち、この間に生じる変形量を加圧の瞬間から、15秒、30秒、1分、2分について測定する。
 - ・加圧は、上記により順次圧力を上昇させ、2分間に生じる変形が著しく進行する状態（破壊圧）まで実施する。
- d 測定結果の整理
- ・測定した圧力と、変形、補正值及び補正後の圧力と変形の値は、データシートに記入する。
 - ・補正後の圧力と変形から、圧力-変形曲線、圧力-クリープ曲線を記入する。
 - ・解析は、K値、変形係数、静止土圧、降伏圧、破壊圧等について求める。
 - ・試験結果には、上記の他試験機の種類、測定深度、土質、N値、土質試験結果等も記入する。

6 章 土 質 試 験

6. 1 試料の調整

- a 物理試験用試料の調整は、J I S A 1 2 0 1による。
- b 力学試験用試料の調整
- ・乱れ、含水量の変化がないよう取り扱う。
 - ・搬入試料に乱れがある場合、又試料不良の場合は、再度試料

を採取して試験を行う。

6. 2
試験方法

a 試験方法は、6. 2. 1表、6. 2. 2表による。

6. 2. 1表

区分	試験項目	試験方法
物理試験	土粒子の密度試験	J I S A 1 2 0 2 (土粒子の比重試験)
	土の含水比試験	J I S A 1 2 0 3 (土の含水試験方法)
	土の粒度試験	J I S A 1 2 0 4 (土の粘土試験方法)
	土の液性限界試験	J I S A 1 2 0 5 (土の液性限界試験)
	土の塑性限界試験	J I S A 1 2 0 5 (土の塑性限界試験)

* 砂質土の場合は不要。

6. 2. 2表

区分	試験項目	試験方法
力学試験	一軸圧縮試験	J I S A 1 2 1 6 (土の一軸圧縮試験方法)
	圧密試験	J I S A 1 2 1 7 (土の圧密試験方法)
	透水試験	J I S A 1 2 1 8 (土の透水試験方法) 特記による
	三軸圧縮試験 (直接せん断試験) 特記による	土質工学会「土質試験法」 による

b 土質試験結果は、土質工学会データシートの様式に準じて整理する。

7 章 報 告

7. 1
提出物

- a 地質調査報告書 2 部
- b 土質標本 (木箱入) 1 部
- c 尼崎市指定用紙に準じた柱状図及び配置図 1 部
(2次原図)

7. 2
報告書の形式・
内容

- a 報告書の大きさはA4版とする。
- b 報告書の表紙及び図面には、調査名、調査年月日、依頼主、業者名を明記する。報告書の背にも調査名を明記する。
- c 調査概要には次の事項を記す。

- ・調査内容
- ・調査機器
- ・調査地の地形、地質的概要
- ・既応の調査からみた調査地付近の概要

d 調査結果の整理

- ・土質柱状図

柱状図には、基準点との高低関係、地下水位（孔内水位）の他ボーリング及び標準貫入試験の結果を、土質工学会データシートの様式に準じてまとめる。土質分類記号は、7. 3（土質分類記号）による。

- ・推定地層断面図

断面の方向については、監督員と協議して決める。なお、断面図には標準貫入試験結果も併記する。地層分類は、日本統一土質分類法による。

- ・土質試験結果

土質試験結果は、土質工学会データシートの様式に準じて整理する。

- ・調査結果の考察

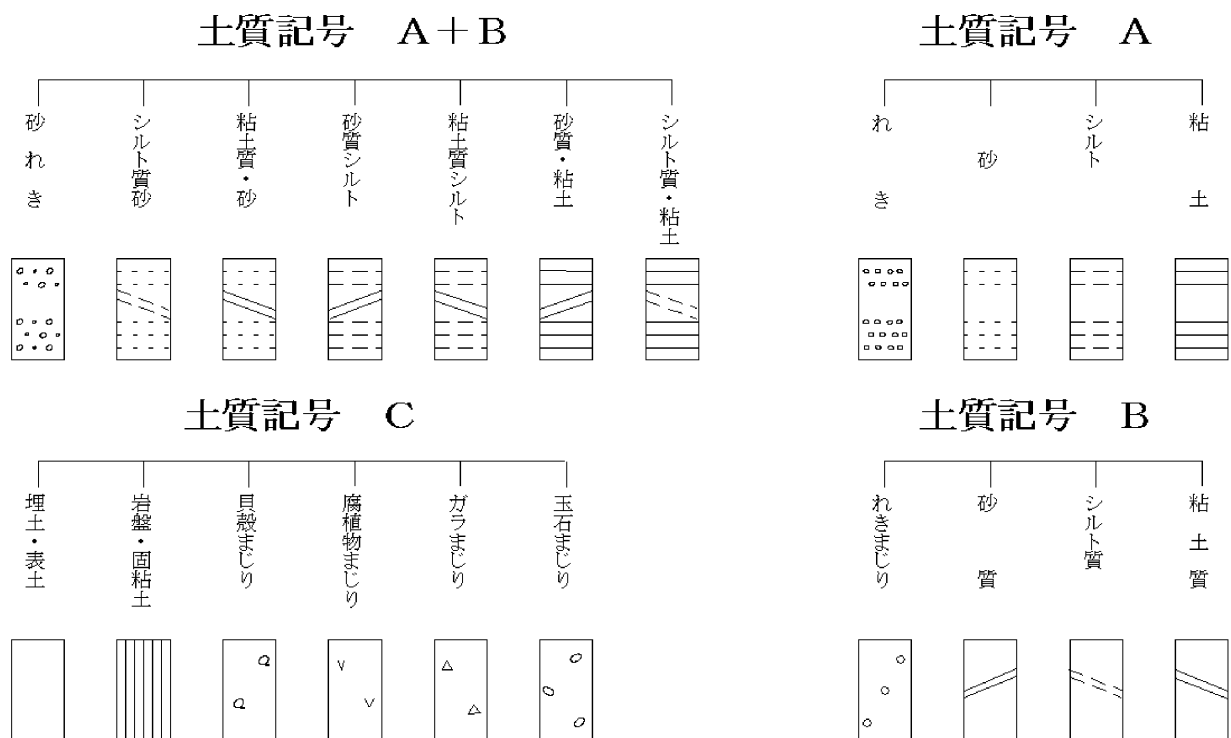
調査結果に基づき、調査地の地質的考察及び構造物の設計、施工上の所見を記入する。

- ・現場写真（カラー）

着手前の調査場所及び付近の状況、並びに調査状況・残尺・検尺を撮影し整理する。

7. 3
土質分類記号

a 土質分類記号は、7. 3. 1 図による。
7. 3. 1 図



本件土質調査について、以下の方針により行う。

1 参考とする土質データについて

当該敷地内の既存土質データを調査費算出の資料とする。
試料採取はD1～D14以上とする。

☆ 比較データ

- ・ あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事（採用データ）
- ・
- ・

2 ボーリングの位置について

- ・ ボーリングの位置については、施設の配置計画から決定する。

3 調査内容について

調査内容は、No.1 20m No.2 20mのボーリング調査

- #### ☆ 物理試験用の試料採取(乱さない試料)及び原位置試験を行う。

児童相談所新築工事設計業務委託
設計業務委託試験一覧

標準貫入試験 No.1 深度 20.0m(室内土質試験・原位置試験)
 No.2 深度 20.0m(室内土質試験)

室内土質試験一覧

No.1、No.2室内土質試験一覧

室内試験一覧	記号	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	D10	D11	D12	D13	D14
深度		1.2	2	2.3	2.8	3.3	4	4.8	7.2	7.7	9.7	16	17	18	20
土粒子の密度試験		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土の含水比試験		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土の粒度試験		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土の液性限界試験			○	○						○	○		○	○	
土の塑性限界試験			○	○						○	○		○	○	
		砂礫	粘土シルト	砂	砂	砂礫	砂	砂	粘土	砂(粘土質)	砂礫	粘土	粘土	砂	
一軸圧縮試験											※○				
三軸圧縮試験											※○				
圧密試験											※○				

※○はNo.1に適用

原位置試験

ボーリング孔内載荷試験 1箇所
現場透水試験 1箇所

2号館

ボーリング柱状図

調査名 あまがさき・ひと咲プラザ整備工事実施設計業務委託に係る土質調査

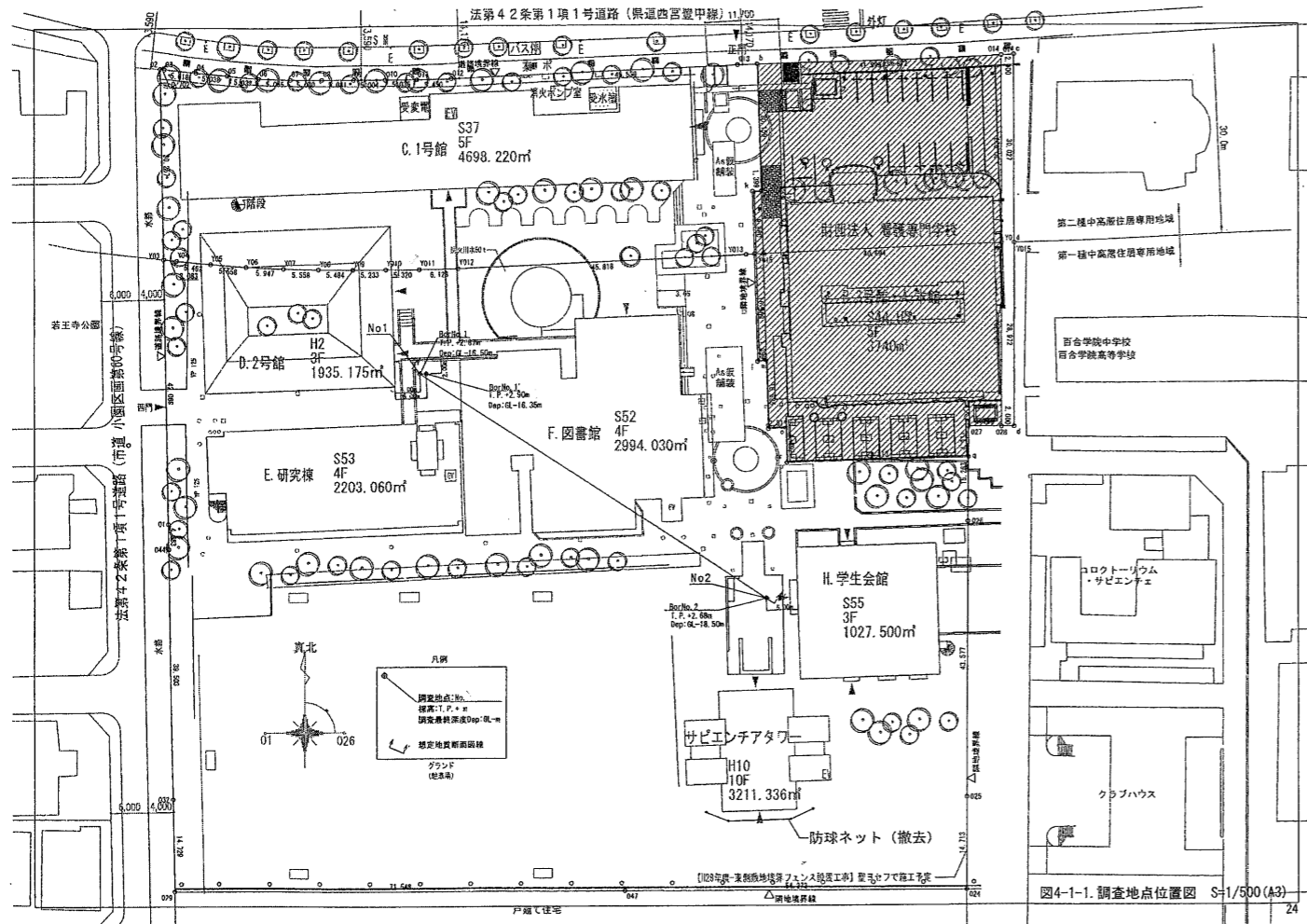
ボーリングNo. 0000000000000001

事業・工事名

シートNo. 2017-5008

ボーリング名	No. 1	調査位置	兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番1号	北緯	34° 44' 56.5300"
発注機関	尼崎市資産統括局技術監理部建築課	調査期間	平成29年5月24日～平成29年5月25日	東経	135° 26' 17.1900"
調査業者名	担当技術者	現場代理人	コア鑑定者	ボーリング責任者	
孔口標高	T.P.+2.87m	角	180° 上 0° 下 0°	方	北 0° 西 180° 東 90°
総掘進長	16.50m	地盤勾配	水平	使用機種	試験機 東邦地下工機D0-D型 ポンプ 東邦地下工機BC-3C
		ハンマー	落下用具	半自動型落下装置	

2号館1階大会議室床を1SL/TP2.96



標高	層厚	深状	土質	相対密度	相対稠度	記号	孔内水位(m) / 測定月日	標準貫入試験		原位置試験	試験採取	室内試験	掘進						
								N値	試験名および結果										
2.12	0.65	0.75	シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	1.15	1	1	1	2	4	30	4					
1.72	0.40	1.15	シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	1.45	1	1	2	4	30	4						
0.97	0.85	2.00	シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	2.15	1	2	1	2	4	30	4					
0.57	0.30	2.30	シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	2.46	1	2	1	2	4	30	4					
0.07	0.50	2.80	シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	3.15	4	6	8	18	30	18						
-0.43	0.50	3.30	シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	3.45	1	1	1	1	1	1						
-1.13	0.70	4.00	シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	4.15	2	1	1	1	1	1						
-1.93	0.80	4.80	シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	4.52	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	5.15	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	5.47	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	6.15	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	6.46	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	7.15	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	7.67	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	8.15	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	8.57	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	9.15	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	9.45	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	10.15	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	10.45	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	11.15	7	7	6	20	30	20						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	11.45	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	12.15	10	10	12	32	30	32						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	12.45	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	13.15	12	9	13	34	30	34						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	13.45	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	14.15	7	13	11	31	30	31						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	14.45	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	15.15	7	9	6	22	30	22						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	15.45	1	1	1	1	1	1						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	16.15	2	1	2	5	30	5						
			シルト質粘土	0.75	軟弱	軟弱シルト質粘土	16.45	1	1	1	1	1	1						

尼崎市資産統括局技術監理部建築課

図名: 2号館ボーリング柱状図

縮尺: 縮尺

設計年月日: 平成30年1月

設計番号: 設計番号

学生会館

ボーリング柱状図

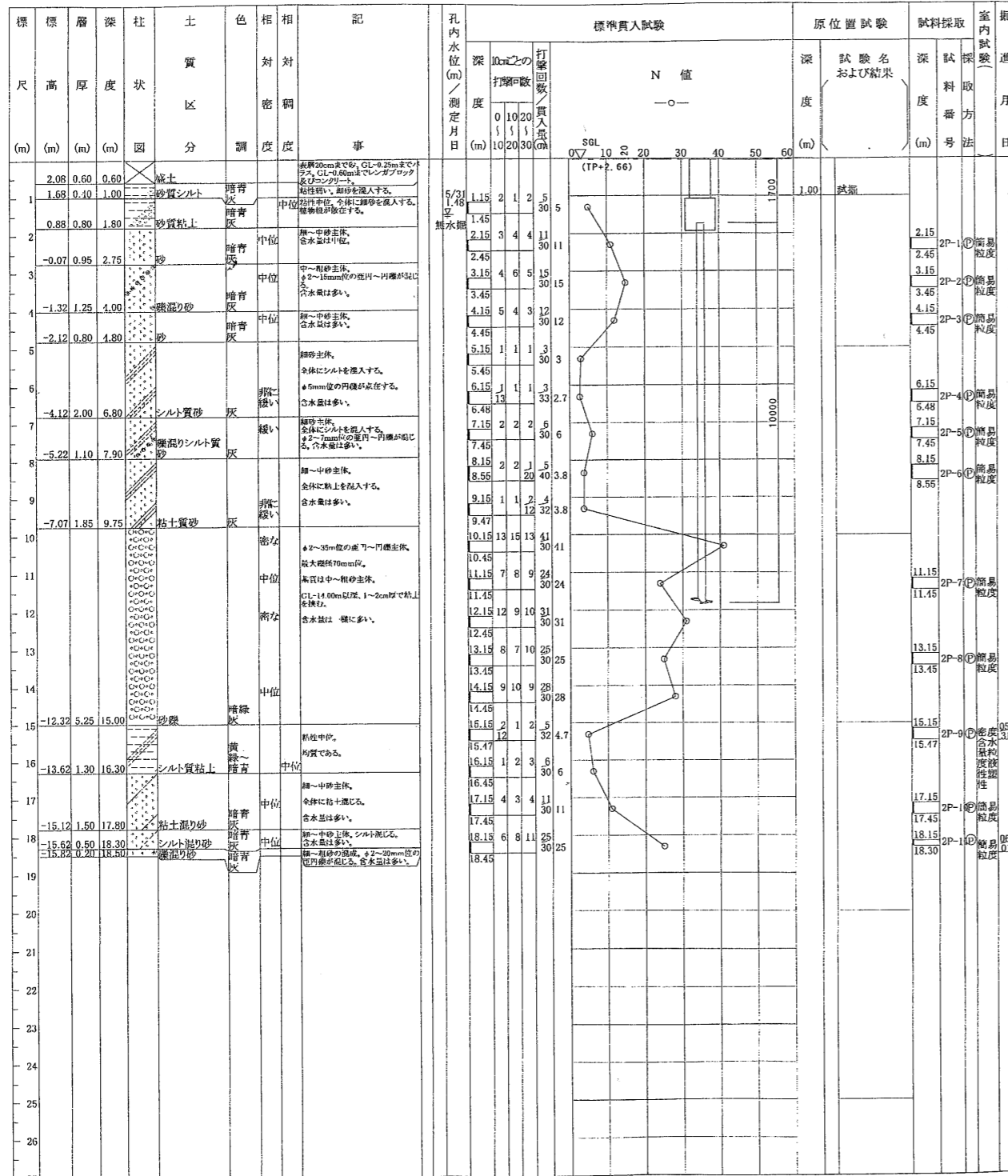
調査名 あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事実施設計業務委託に係る土質調査

ボーリングNo. 0000000003

事業・工事名

シートNo. 2017-5008

ボーリング名 No. 2	調査位置 兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番1号	北緯 34° 44' 55.300"
発注機関 尼崎市資産統括局技術監理部建築課	調査期間 平成29年5月31日～平成29年6月1日	東経 135° 26' 18.9900"
調査業者名	担当者	現場代理人
技師	コ	ア
ボーリング責任者		
孔口標高 T.P.+2.68m	角 180° 上 90° 下 0°	方 北 0° 西 270° 東 90° 南 180°
地盤勾配 0°	使用機種 試験機 東邦地下工機DO-D型	ハンマー落下用具 平自動型落下装置
総掘進長 18.50m	エンジン ヤンマーNFD-9	ポンプ 東邦地下工機BC-3C



学生会館1階ラウンジ床を1SL/TP2. 86

発注機関	尼崎市資産統括局技術監理部建築課	工事名称	あまがさき・ひと咲きプラザ整備工事	設計年月日	平成30年1月	図面番号	
図面名称	学生会館ボーリング柱状図	縮尺		設計番号			

施行 平成30年4月1日

建築基準法第48条ただし書き許可に係る環境影響評価結果報告書作成要領

建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）第48条ただし書き許可の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、尼崎市建築基準法施行細則（昭和40年規則第68号）第17条第2項第4号オに定める環境影響評価結果報告書を作成するにあたり、次のとおり評価等を実施するものとする。なお、法第48条ただし書き許可の適用要件が公益上やむを得ない場合においても、周辺の環境に与える影響も踏まえてやむを得ないかを判断する必要があるため、本要領を適用するものとする。

1 調査事項等

申請者は、周辺環境を害さないよう十分に配慮して建築計画をするとともに、当該申請に係る計画が周辺の環境に与える影響について、次の環境影響評価項目及び方法により評価すること。

ただし、環境影響評価項目のうち、周辺の環境を害する恐れがないこと等が明らかな理由について、合理的な説明がなされたものについては、この方法によらなくてもよい。

また、各評価項目及び方法については、あらかじめ、調査方針を示した環境影響評価実施計画書を作成し、特定行政庁（尼崎市長）と協議のうえ決定し、実施すること。

2 環境影響評価項目及び方法**(1) 路上駐車対策****ア 必要駐車台数の算定**

計画建築物に必要となる駐車台数を次のとおり算定すること。

(7) 大規模小売店舗である場合

計画建築物が大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）第2条第2項に規定する大規模小売店舗である場合にあっては、大店立地法第4条第1項に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（以下「大店立地法指針」という。）の必要駐車台数計算式及び考え方（大店立地法指針二-1-(1)-①「駐車場の必要台数の確保」をいう。以下同じ。）に基づいて必要駐車台数を算定すること。

なお、特別な事情により、大店立地法指針の必要駐車台数計算式の各原単位等の値、又は、大店立地法指針の必要駐車台数計算式によらずに他の方法で算定した場合は、その事情及び根拠となる資料を示すこと。

(4) 大規模小売店舗に該当しない場合

計画建築物が大店立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗に該当しない場合にあっては、大店立地法指針の必要駐車台数計算式及び考え方に準じて必要駐車台数を算定すること。なお、施設の用途に応じて必要駐車台数計算式の各原単位等の値を設定するとともに、その設定の根拠となる資料を示すこと。

ただし、大店立地法指針の必要駐車台数計算式による算定が適当でない場合は、施設利用者数、施設稼働率、類似施設の実績等から推察することにより、必要駐車台数を算定すること。また、その算定の根拠となる資料を示すこと。

イ やむを得ず特約駐車場を利用する場合

敷地内で必要台数の駐車場がやむを得ず確保できない場合は、計画建築物に附属する駐車場以外に、周辺の駐車場を特約駐車場（計画建築物の利用者の駐車料金を計画建築物の設置者等が一部負担する方式による駐車場をいう。以下同じ。）として利用することもできる。その場合は、特約駐車場の現在の利用状況（休日及び平日における計画建築物の利用開始時間から利用終了時間までの間の各時間帯における空駐車区画数など）を調査し、計画建築物に附属する駐車場と特約駐車場の利用により、アで算定した必要駐車台数を確保できることを証明する資料を示すこと。

(2) 交通混雑・危険

ア 現況交通量の調査

申請地の周辺交差点の現在の交通量の調査を次のとおり実施し、ピーク時交通量、交差点需要率（旧交差点飽和度）及び車線別混雑度を算定すること。

(7) 調査実施時間

交通量調査は平日及び休日の両日において、原則として計画建築物の施設利用開始時間の前1時間及び利用終了時間の後1時間を加えた時間帯において実施すること。

(4) 調査対象交差点

調査対象とする交差点は、車両の入退場経路ごとの最寄交差点を基本とするが、計画建築物の利用に伴う交通量の増加による影響が広範囲にわたることが予想される場合は、影響範囲にある交差点についても調査対象に含めること。（調査対象に含めるべき交差点は、主要幹線道路等の交差点で特に円滑な交通処理が求められる交差点及び計画のピーク時の交差点需要率0.8以上又は車線別混雑度1.0以上となるおそれのある交差点とする。）

※ピーク時交通量：ピーク時交通量とは、交差点ごとの交差点交通量合計が最大となる時間帯の交通量とする。

※車線別混雑度：車線別の交通量と交通容量の比率

イ 計画の交通流動の予測

申請地の周辺交差点の計画におけるピーク時交通量、交差点需要率及び車線別混雑度を予測すること。

(7) 計画のピーク時交通量

計画のピーク時交通量は、原則として、(1)で調査した交差点ごとの現況のピーク時交通量に、計画建築物により新たに発生する交差点ごとのピーク時入退場台数を加えることにより算定すること。

(4) ピーク時入退場台数

新たに発生する交差点ごとのピーク時入退場台数は、原則として、次の手順により算定すること。

a 利用者の分布範囲の設定

計画建築物の種類、規模、近隣の類似施設の立地状況等を考慮して、利用者の分布範囲を設定する。

b 入退場経路の設定及び分布範囲の分割

入退場の分布範囲内の幹線道路により、申請地の入退場経路を設定し、利用者の分布範囲を方面別に分割する。

c 方面別ピーク時入退場台数の算定

分割したゾーンの世帯数構成比によってピーク時入退場台数を按分し、方面別ピーク時入退場台数を算定する。

なお、ピーク時入退場台数は、1の必要駐車台数を算定する際に設定する「大規模集客施設へのピーク1時間あたりの自動車来台数」と同数とすること。

d 交差点ごとのピーク時入退場台数の算定

方面別ピーク時入退場台数を基にして、対象交差点に流入する入退場台数を計算する。

(ウ) 信号機のない交差点の場合

信号機のない交差点（一時停止制御交差点）を予測対象とする場合は、「非優先交通の交通容量」を算定する。

(イ) その他配慮すべき事項

a 申請地の周辺に、新築等の時期が同時期となる他の施設その他の多数の自動車交通の発生が予想される施設の立地計画がある場合は、把握が可能な範囲でそれらの発生集中交通量も考慮して交通量予測を行うこと。

b 将来において周辺道路の整備計画がある場合にあっては、利用時における道路整備状況を基本にして交通量予測を行うこと。

c (ア)から(ウ)の方法以外によって計画の交通流動をよりの確に予測できる場合は、他の方法によることができる。

ウ 駐車場出入口の入出庫台数の予測

計画により新たに発生する交通量の入退場経路ごとの交通量予測をすることにより、駐車場の各出入口のピーク時入出庫台数を算定すること。

エ 交通の円滑性の評価及び対策

イによる計画の交通流動の予測及びウによる駐車場出入口の入出庫台数の予測の結果に基づき、計画における周辺交差点及び駐車場出入口における円滑な交通処理について、次の事項についての対策の必要性の評価及びその対策について提案すること。

(ア) 交差点改良（右折、左折付加車線の設置等）

(イ) 信号現示の変更又は信号機の新設

(ウ) 駐車場入口の駐車待ちスペースの設置

オ その他道路交通に関する評価及び対策

歩行者の安全の確保や利便の確保、一般車両や路線バスへの影響等に関する次の事項について調査し、対策の必要性の評価及びその対策について提案すること。

(ア) 入退場経路、駐車場出入口周辺における歩行者の安全の確保に関すること

(イ) 申請地の周辺における歩行者の利便の確保に関すること

(ウ) 通学路との関係における児童、生徒の安全の確保に関すること

(エ) 駐車場出入口周辺における一般車両への影響に関すること

- (わ) 駐車場出入口と路線バス停車場、路線バス優先レーンとの位置関係における路線バスへの影響に関する事
- (か) 公共駐車場その他の周辺大規模駐車場の入出庫への影響に関する事

カ 交通シミュレーションシステムによる影響予測・評価

特に規模の大きい計画建築物の新築等において、計画建築物の新築等が広範囲にわたって道路交通への影響を及ぼすおそれがあるものとして特定行政庁が認める場合にあつては、交通シミュレーションシステムを活用することにより、道路交通への影響に関する予測、評価及びその対策について提案すること。

キ 算定方法等の参考

ア及びイの交差点需要率、車線別混雑度及び非優先交通の交通容量の算定に当たっては、社団法人交通工学研究会編集・発行「改訂 平面交差の計画と設計」の算定方法等を参考にすること。

(3) 騒音

ア 現況の騒音調査

申請地周辺の現在の騒音の調査を次のとおり実施すること。

(7) 調査実施時間

騒音調査は平日及び休日の両日において、原則として計画建築物の施設利用開始時間の前1時間及び利用終了時間の後1時間を加えた時間帯において実施すること。

(イ) 調査地点

調査地点は、申請地境界の4地点（東西南北）以上で、必要に応じた地点で行うこと。

(ウ) 騒音の測定

騒音の測定については、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号）に即して次のとおり実施すること。

a 測定器

騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。

b 測定方法等

騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (a) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (b) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (c) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (d) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定

でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

イ 計画後の騒音予測

事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行うこと。

(7) 伝搬性状（地形・地物の改変及び気象条件に起因する伝搬性状の変化）

予測方法は、次のとおりとする。

- a 類似事象による推定
- b その他適切な方法による推定

(イ) 発生源（音源の状況）

予測方法は、次のとおりとする。

- a 事業計画に基づく推定
- b その他適切な方法による推定

(ウ) 騒音レベル

予測方法は、次のとおりとする。

- a 騒音伝搬モデルによる数値計算
- b 日本音響学会式による計算
- c 類似事象による推定
- d その他適切な方法による推定

(4) 振動

ア 現況の振動調査

申請地周辺の現在の振動の調査を次のとおり実施すること。

(7) 調査実施時間

振動調査は平日及び休日の両日において、原則として計画建築物の施設利用開始時間の前1時間及び利用終了時間の後1時間を加えた時間帯において実施すること。

(イ) 調査地点

調査地点は、申請地境界の4地点（東西南北）以上で、必要に応じた地点で行うこと。

(ウ) 振動の測定

振動の測定については、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示90号）に即して次のとおり実施すること。

a 測定器

振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

b 測定方法等

(a) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- ① 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ② 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所

③ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所

(b) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

(c) 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- ① 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- ② 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- ③ 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

イ 計画後の振動予測

事業特性、地形・地物の状況等を勘案し、次の手法を標準に予測を行うこと。

(7) 伝搬性状（地形・地物の改変に起因する伝搬性状の変化）

予測方法は次のとおりとする。

- a 類似事象による推定
- b その他適切な方法による推定

(4) 発生源（振動源の状況）

予測方法は次のとおりとする。

- a 事業計画に基づく推定
- b その他適切な方法による推定

(5) 振動レベル

予測方法は次のとおりとする。

- a 波動理論による数値計算
- b 類似事象による推定
- c その他適切な方法による推定

(5) 粉塵・煙の対策

粉塵・煙が出る場合は、それらを適切に処理できる設備を配置すること。

(6) 爆発・危険の対策

危険物を貯蔵、処理する場合は、危険物の貯蔵場所の配慮や隣地から離隔距離を確保する等の防火対策を講じること。

(7) 夜間の明かりに対する配慮

夜間に建築物の使用及び車の出入りがある場合は、夜間の照明や車の灯火が周囲に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(8) 排水対策

特殊な排水がある場合は、適切な排水処理の対策を講じること。

(9) ごみ対策

特殊なごみがある場合は、適切にごみ処理対策を講じること。

また、周辺住宅等に対してごみ置場の配置に配慮すること。

3 その他の評価項目及び方法

2に定めるもののほか必要と認められる場合は、事業内容に応じて特定行政庁が評価すべき項目等を別に求めることがある。

4 報告事項

2及び3に掲げる環境影響評価項目に係る報告には、次の内容を示すこと。ただし、2の環境影響調査項目について、周辺の環境を害する恐れがないこと等が明らかなものについては、特定行政庁と協議のうえ、その理由についての説明書に代えることができる。

項目	内容
1 施設概要	<ul style="list-style-type: none">・利用時間・想定利用者数及びその根拠・時間帯ごとの車両台数及びその根拠・具体的な使用用途
2 路上駐車対策	<ul style="list-style-type: none">・必要駐車台数及びその算定根拠・駐車場の位置・敷地内の待機スペース（不要である場合はその理由）・用途の既存不適格建築物又は許可を受けている場合は現状の路上駐車状況（路上駐車が見受けられる場合はその解消方法）
3 交通混雑	(1) 現況交通量の調査について

危険	<p>ア 経路設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経路設定の理由 ・経路図（主要幹線道路から敷地までの入退場ルートを矢印で記入したもの。） <p>イ 調査実施日等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施日及び時間 ・調査場所及びその理由 <p>ウ 経路の道路構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経路上の道路の断面図と交差点の平面図（歩道、路肩、車道、中央分離帯、官民境界、信号、横断歩道・停止線・右折矢印等の路面表示、寸法等を記入） ・道路の写真（撮影位置図付） <p>エ 交通量の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果（時刻毎の大型・小型等の車種別交通量、交差点需要率、車線別混雑度を図示） <p>オ 現況交通量の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果についての考察 <p>(2) 計画の交通予測</p> <p>ア 経路設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経路設定の理由 ・経路図（主要幹線道路から敷地までの入退場ルートを矢印で記入したもの。） <p>イ 調査実施日等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施日及び時間 ・調査場所及びその理由 <p>ウ 経路の道路構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経路上の道路の断面図と交差点の平面図（歩道、路肩、車道、中央分離帯、官民境界、信号、横断歩道・停止線・右折矢印等の路面表示、寸法等を記入） ・道路の写真（撮影位置図付） <p>エ 交通量の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果（時刻毎の大型・小型等の車種別交通量、交差点需要率、車線別混雑度を図示） <p>オ 計画交通量の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果についての考察 <p>(3) 調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑度及び交差点需要率のそれぞれについて、現況の交通量及び計画後の交通量調査結果についての考察 ・交通混雑及び危険についての考察
4 騒音	(1) 現況の騒音調査

	<ul style="list-style-type: none"> ・調査実施日、調査場所及びその理由 ・測定方法 ・騒音の大きさの決定 ・調査結果についての考察 <p>(2) 計画後の騒音予測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査場所及びその理由 ・予測手法 ・敷地内の建築物の配置や仕様、騒音源となる使用機器の種類、数、回数、出力数、設置位置等騒音想定内容に。 ・調査結果についての考察 <p>(3) 調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の現況と計画の予測の調査結果についての考察
5 振動	<p>(1) 現況の振動調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施日、調査場所及びその理由 ・測定方法 ・振動レベルの決定 ・調査結果についての考察 <p>(2) 計画後の振動予測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査場所及びその理由 ・予測手法 ・振動レベルの決定 ・敷地内の建築物の配置や仕様、振動源となる使用機器の種類、数、回数、出力数、設置位置等騒音想定内容 ・調査結果についての考察 <p>(3) 調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動の現況と計画の予測の調査結果についての考察
6 粉塵・煙の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・Iの5についての該当の有無 ・該当する場合はその対策を示すこと
7 爆発・危険の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・Iの6についての該当の有無 ・該当する場合はその対策を示すこと
8 夜間の明かりに対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・Iの7についての該当の有無 ・該当する場合はその配慮を示すこと
9 排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・Iの8についての該当の有無 ・該当する場合はその対策を示すこと
10 ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・Iの9についての該当の有無 ・該当する場合はその対策を示すこと
11 その他	<p>IIに基づき評価すべき項目を別に求められて場合は、その項目の評価内容及び評価結果を示すこと。</p>

5 その他事前に調整が必要な手続

他の法令、条例等による協議が必要なものについては、事前相談の段階で、協議を行っておくこと。また、届出等が必要なものについては、原則、許可申請前に協議等を整えておくこと。

【例】・大規模開発構想の届出

- ・都市美形成条例に係る協議
- ・商業立地ガイドラインに係る協議